

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員等充足対策費	565,616	530,890	34,726	25,204		(基金繰入金)7,200 (雑入) 33	533,179	
トータルコスト	580,099千円（前年度 545,268千円）〔正職員：1.8人 非常勤職員：3.0人〕							
主な業務内容	看護職員修学資金貸付事務、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値：5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
県内に就業する看護職員等の確保及び離職防止のため、修学資金等の貸付、看護師等養成所及び院内保育所の運営費補助等に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 看護職員修学資金等貸付事業 501,186千円 (財源) 単県・基金								
県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士等の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。								
貸付対象			新規貸付者	継続貸付者				
看護職員養成施設等在学生			300人	497人				
理学療法士養成施設等在学生			80人	192人				
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生			10人	29人				
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生			10人	—				
合計			400人	718人				
(2) 看護師等養成所運営費補助金 29,081千円								
准看護師養成所の運営費に対し補助する。 (単位：千円)								
養成施設	補助金額	財源	備考					
鳥取看護高等専修学校	9,493	国1/2	専任教員の人件費等看護学校の運営に要する経費に対して助成					
倉吉看護高等専修学校	10,232	県1/2						
米子看護高等専修学校	9,356							
合計	29,081							
(3) 病院内保育所運営事業補助金 25,326千円								
県内の看護職員等の離職防止を目的とした病院内保育所の運営費に対し補助する。 (単位：千円)								
保育施設名	補助金額	補助率						
養和病院内保育所	2,124	国1/3、県1/3、事業者1/3						
清水病院内保育所	2,124							
大山リハビリテーション病院内保育所	3,865							
野島病院内保育所	3,865							
鳥取医療センター院内保育所	3,865							
米子医療センター院内保育所	3,865							
済生会境港総合病院内保育所	1,062	県1/3、事業者2/3						
鳥取市立病院内保育所	2,744	県(市町村補助額の半分)						
智頭病院内保育所	1,812	(上限、基準額の1/3)						
合計	25,326							
(4) 医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金 972千円 (財源) 単県								
医師・看護職員が保育サービスを利用し、病院等事業者がその2/3以上を負担した場合、県が病院等事業者に対し利用料金の1/3を補助する。利用職員数 15名								
(5) その他 9,051千円 非常勤職員人件費等								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ナースセンター事業	16,214	15,513	701			(基金繰入金) 783	15,431	
トータルコスト	17,019千円（前年度 16,312千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務、資料作成							
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値：5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
看護職員の県内就業の促進・確保のため、再就業相談事業等を社団法人鳥取県看護協会へ委託するために要する経費である。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事 業 内 容							予算額
再就業相談事業	○求職・求人情報の登録・相談・紹介 ○移動相談(東・中・西部各地区への出張相談会)の開催 ○潜在看護職員再就業支援研修(各病院等実施分)の広報 ○ナースセンターニュース・携帯向けホームページ等による求職・求人情報、各医療機関等の子育て支援等に関する取組状況等の情報提供 ○メールマガジンによる県内看護情報及び就職情報等の配信							5,407
県内就業施設紹介事業	○施設紹介パンフレットの作成・配布 ○県内病院等が参加し、看護系学生、再就業希望者、高校生等を対象とした県内就職・進学ガイダンスの開催							1,626
訪問看護職員養成講習会開催事業	○医療機関等に勤務する看護職員及び未就業看護職員に対し、訪問看護に必要な技術・知識を提供							2,198
(新)訪問看護職員専門分野研修開催事業	○訪問看護ステーション管理者及び管理者を目指す看護職員に対し、訪問看護事業運営に必要な知識を提供 【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							783
その他	看護職員確保対策連絡協議会の開催、職員人件費(2名分)							6,200
合 計								16,214
(新)准看護師試験管理システム構築事業	2,478	0	2,478				2,478	
トータルコスト	3,283千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	准看護師試験管理システム構築に関する発注作業							
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値：5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
准看護師試験に関する全ての情報を管理するためのシステムを再構築するための経費である。(現在使用しているシステムの情報を蓄積するためのサーバーが、老朽化により使用不可能になるため)								
2 主な事業内容								
台帳記録管理システムの構築(仕様打合せ及び調整、画面・帳票等の設計及び構築等)、台帳管理システム外部連携アプリケーションの開発、稼働準備～運用支援(既存システムデータ移行作業、運用稼働テスト、サーバ環境整備作業等)								

5目 病院費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自治体病院補助事業	142,026	147,638	△5,612				142,026	
トータルコスト	142,831千円（前年度：148,437千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>公的医療機関を中心とした医療圏に所在する地域で、山間へき地等で医療の恩恵に浴することが少ない住民に対して、公的医療機関が行う施設等の整備を支援することにより、地域の適正な医療の均衡及び医療供給体制の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>公的病院が行う施設等の整備に対する借入金の償還支払利息に対する支援を行う。</p> <p>○自治体病院の施設整備に係る借入金の支払利息に対する助成に要する経費。</p> <p>・自治体病院補助金 142,026千円（補助率：県1/2）</p>								
県立病院運営事業費	2,297,825	2,230,632	67,193				2,297,825	
トータルコスト	2,298,630千円（前年度：2,231,431千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	申請書の審査・交付金支払い等手続き等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中核的な病院として地域住民の良質な医療の確保に貢献している県立病院に対して、円滑な管理運営を行うために必要な経費を交付する。（運営費に係る繰入と機器整備に係る繰入については平成18年度から5年間で区切りとした総額設定による交付金に移行）</p> <p>2 主な事業内容</p>								
区分	予算額	摘 要						
運営費交付金	1,688,500	高度医療等に要する経費及び医療機器等の整備に要する経費に対する交付金(5年間の総枠に対して定額交付。ただし、基礎年金拠出公的負担経費分については、平成23年度及び平成24年度の2か年のみ交付)						
	63,307	子ども手当に要する経費(枠外)※毎年度精算						
施設整備費負担金	546,018	病院施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金						
計	2,297,825							

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
<地方機関計上予算> 鳥取看護専門学校管 理運営費	18,048	17,476	572			(使用料) 15,003 (手数料) 494	2,551	
トータルコスト	92,071千円（前年度90,966千円）〔正職員：9.2、非常勤職員：0.1〕							
主な業務内容	入学試験の実施と入学許可、看護師として必要な知識及び技能の教育、学校施設の管理、授業料の徴収等学校運営							
工程表の政策目標(指標)	入学生の定員確保(40名)、県内就業率90%以上、国家試験合格率100%							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
看護師として必要な基礎的知識・技術・態度を身につけ、主体的に学習する学生を育成し、県民の健康福祉の担い手として貢献できる看護師の育成を行なう。								
2 主な事業内容								
鳥取看護専門学校の運営に要する経費である。								
○看護師として必要な知識及び技能を習得させ、社会に貢献していく人材を育成する。								
・看護実践力を向上させるため、臨地実習施設の確保と実習の充実を図る。								
○専任教員を専門領域毎（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神看護）に配置するとともに、教員の教育力を高める研修の実施や教育用備品の整備を行い教育体制・内容の充実を図る。								
・魅力ある教育内容とするため、最新の情報や実践経験のある講師による特別講義を行う。								
・専任教員の県外研修派遣や教育方法の検討、研究を充実し教員の資質の向上を図る。								
○学校運営状況（平成23年4月在籍者数）								
区分	一学年	二学年	三学年	合計				
定員	40	40	40	120				
現員	41	49	38	128				

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源		
<地方機関計上予算> 倉吉総合看護専門学校 校管理運営費	39,996	37,022	2,974			(使用料) 16,242 (手数料) 878 (雑入) 25	22,851		
トータルコスト	211,376千円（前年度206,368千円） [正職員：21.3人 非常勤職員2.5人]								
主な業務内容	入学試験の実施と入学許可、助産師、看護師として必要な知識及び技能の教育、授業料等の徴収、学校施設の管理								
工程表の政策目標(指標)	学生数の確保、県内就業者率を95%以上とする、国家試験全員合格								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要									
<p>学生の学力向上と教育の質を高め、鳥取県の保健・医療・福祉の向上に貢献できる、質の高い看護職員の育成に努める。</p>									
2 主な事業内容									
<p>倉吉総合看護専門学校の運営に要する経費である。</p> <p>○助産師、看護師の養成機関として、必要な知識・技能を習得させ、社会に貢献できる人材を育成する。</p> <p>○専任教員を専門領域毎（基礎、住宅、成人、老年、小児、母性、精神看護）に配置するとともに、教員の専門性を高める研修の実施や教育用備品の整備を行い教育体制・内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある教育内容とするため、最新の情報や実践経験のある講師による特別講義を行う。 ・専任教員の県外研修派遣や教育方法の検討、研究を充実し教員の資質の向上を図る。 <p>○学校運営状況（平成23年4月在籍者数）</p>									
	第1看護学科				第2看護学科			助産学科	
区分	1学年	2学年	3学年	小計	1学年	2学年	小計		合計
定員	35	25	25	85	20	20	40	16	141
現員	35	23	25	83	20	21	41	16	140

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起 債	その他	一 般 財 源	
医師事務作業補助者研修 参加支援事業	(3,750)	(30,000)	(△26,250)			(3,750)		

※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の失業者等に短期の雇用機会を提供するとともに、医師の行う事務作業に必要な専門的知識を身につける研修等への参加を支援するため、以下のとおり委託を実施する。

2 主な事業内容

県内医療機関で、現に事務職員等として働く者を医師の行う事務作業に必要な専門的知識を身につける研修等に派遣する場合に必要な代替職員として失業者を雇用又は派遣の委託を行うことで、研修等への参加を支援する。

(1) 代替職員雇用、派遣委託期間

平成25年3月31日までの間の3ヶ月以上の期間

(2) 委託額（県の支払額）

代替職員の人件費、派遣を受けた場合の委託費及び事務費

①代替職員の人件費又は派遣を受けた場合の委託費（1人あたり月額21万円を上限）

+

②消耗品費等の事務費（月額4万円を上限）

(3) 実施方法

医師事務作業補助者研修参加支援事業の受託を県に申し出た医療機関の中から、申し出内容を審査の上、委託が適当と判断したものについて委託する。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
1項 社会福祉費
4目 老人福祉費

医療指導課 (内線: 7165)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫 支出金	起債	その他 一般 財 源	
後期高齢者医療 制度財政支援事 業	7,498,664	7,251,656	247,008	67,533		(基金繰入金) 1,400,000 (分担金) 67,533 (財産収入) 4,131 5,959,467	
トータルコスト	7,502,687千円 (前年度 7,255,650千円) [正職員: 0.5人、非常勤職員: 0.2人]						
主な業務内容	後期高齢者医療制度における負担金・交付金・財政安定化基金等の財政に係る事務						
工程表の政策目標(指標)	後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

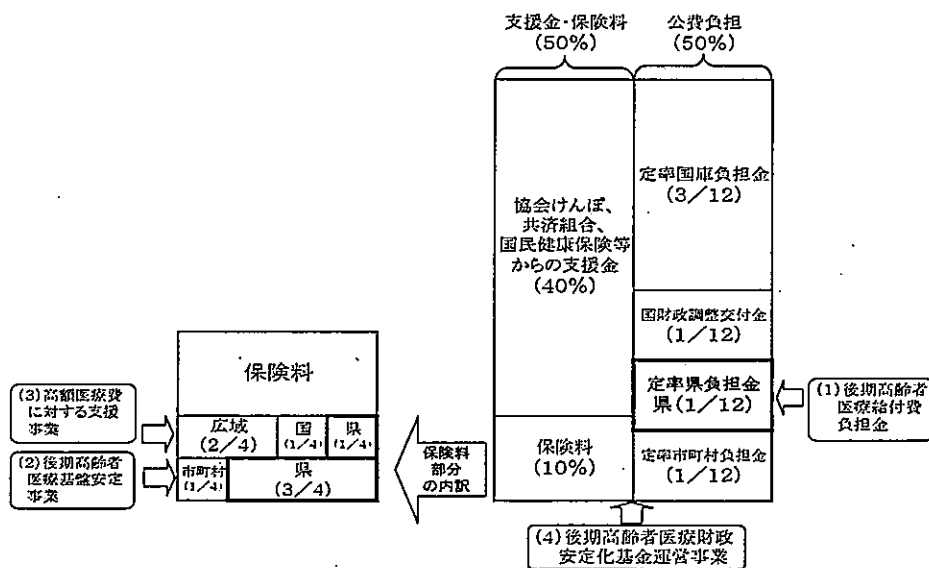
鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療制度に対して、県は、円滑で安定的な事業運営のため、広域連合及び市町村に対し高齢者の医療の確保に関する法律に基づく財政支援等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
(1)後期高齢者医療 給付費負担金	6,005,070	広域連合が実施する医療費給付事業に要する費用について、12分の1を県が負担する。
(2)後期高齢者医療 基盤安定事業	1,024,016	後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図るため、保険料を軽減した被保険者分について、軽減分の一部を負担する。
(3)高額医療費に 対する支援事業	262,848	高額な医療給付の発生による後期高齢者医療制度の財政リスクを軽減するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分について、一部負担する。
(4)後期高齢者医療 財政安定化基金 運営事業	206,730	広域連合の財政運営において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、医療給付費の見込誤り等による財源不足について、広域連合に資金の貸付・交付を行い、財政の安定化を図るため、国・県・広域連合が1/3ずつ拠出して基金を積み立てる。
合 計	7,498,664	

【後期高齢者医療制度財政の概念図】



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度健康診査支援事業	32,694	26,547	6,147				32,694	
トータルコスト	33,499千円（前年度 27,346千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>本県における高齢者の健康づくりを推進するため、鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う高齢者の健康づくりに積極的に関わり、市町村国民健康保険が行う特定健診と同様の支援を行うことにより、高齢者の方が安心して受診できる体制の整備と今後の受診率の向上に寄与する。</p>								
2 主な事業内容								
<p>県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業に対し、国、市町村と同額の3分の1の額を助成する。</p>								
【健診事業の実施見込額及び財源内訳】 (単位：千円)								
	区分	実施見込額	左の内訳					
			国庫補助	市町村補助	県補助	保険料		
	合計	139,119	32,694	32,694	32,694	41,037		
後期高齢者医療制度運営支援事業	561	562	△1				561	
トータルコスト	6,193千円（前年度 6,154千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	後期高齢者医療広域連合及び市町村への助言、後期高齢者医療審査会の開催							
工程表の政策目標（指標）	後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営							
事業内容の説明								
<p>後期高齢者医療広域連合及び市町村との事務打合せ・事務確認、レセプト点検の指導及び後期高齢者医療審査会の開催に要する経費である。</p>								
老人医療給付事業費	1,045	845	200				1,045	
トータルコスト	1,850千円（前年度 1,644千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営							
事業内容の説明								
<p>平成19年度まで市町村が実施していた老人医療給付事業の県負担に要する経費である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 国4/12、県1/12、市町村1/12、保険者6/12 ・平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行されたが、20年3月診療分以前の老人保健制度による診療に係る費用について、医療機関からの請求遅れ分等の精算を行うものである。 								
医療保険財政安定化対策事業	672	1,344	△672			(財産収入) 146	526	
トータルコスト	4,695千円（前年度 5,338千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	医療費適正化計画の推進、国保制度の適正な運営							
工程表の政策目標（指標）	平成24年度の平均在院日数を31日以下、国保制度の適正な運営							
事業内容の説明								
<p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、平成20年度を初年度とする医療費適正化計画（計画期間5年間）の推進及び進捗管理、医療費の分析等による進捗状況に関する評価等に要する経費である。</p> <p>(2) 国民健康保険法に基づき策定した「鳥取県市町村国民健康保険広域化等支援方針」の推進を図る。主に以下の施策を実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険財政共同安定化事業の拡充 ・事業運営の共同実施（国保事業の広報・啓発、収納担当職員に対する研修会の実施など） 								

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国民健康保険財政調整交付金	3,133,598	2,418,069	715,529				3,133,598	
トータルコスト	3,139,230千円（前年度 2,423,661千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	交付金の配分決定、交付							
工程表の政策目標(指標)	国民健康保険の安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
各市町村間の国民健康保険財政の財政調整を行い、財政の安定化を図る。								
2 主な事業内容								
国民健康保険法に基づき、県は財政調整交付金を交付する。								
負担割合 療養給付費等の9/100（総額）								
（23年度までは7/100。24年度国療養給付費負担金を2/100減じて振替）								
実施主体 市町村								
国民健康保険基盤安定等推進費	2,097,860	1,984,822	113,038			(貸付金元利収入) 20,000 (財産収入) 524	2,077,336	
トータルコスト	2,099,469千円(前年度1,986,420千円) [正職員：0.2人 非常勤職員：0.5人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い、基金の運用							
工程表の政策目標(指標)	国民健康保険の安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
市町村国民健康保険の財政基盤の安定化を図るための軽減保険料（税）に対する助成及び鳥取県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業への助成に要する経費である。								
また、保険者の広域化を支援する貸付・交付事業、財政安定化に資する貸付事業を行うための国民健康保険広域化等支援基金運用益の積立を行うものである。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
国民健康保険基盤安定事業負担金 （保険料軽減分）	1,517,672	低所得者の保険料軽減に対する助成 （負担割合）県3/4、市町村1/4 （実施主体）市町村						
国民健康保険基盤安定事業負担金 （保険者支援分）	93,877	低所得者数に応じた財政支援 （負担割合）国1/2、県1/4、市町村1/4 （実施主体）市町村						
国民健康保険高額医療費共同事業 負担金	465,658	1件80万円超の高額医療費に対し助成 （負担割合）国1/4、県1/4 市町村1/2 （実施主体）鳥取県国民健康保険団体連合会						
国民健康保険広域化等支援基金の 積立	20,524	基金運用益及び市町村からの償還金の積立						
事務費	129							
合 計	2,097,860							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
国民健康保険支援事業費	7,672	9,909	△2,237			(雑入) 24	7,648	
トータルコスト	29,396千円（前年度 31,477千円） [正職員：2.7人、非常勤職員：1.5人]							
主な業務内容	市町村への助言、研修の企画・実施							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険の安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 国民健康保険事業の適正な運営を確保するため、小規模保険者の対策を強化することにより保険者としての資質の向上を目指すとともに国庫財政の安定化を図り、健全な国民健康保険事業を推進する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
保険者指導育成・支援	3,558	保険者に対する事務打ち合わせの実施及び保険者研修、レセプト点検指導・研修を行う。						
医療給付専門指導員費	2,239	給付の適正化対策の実施に関して、レセプト点検について専門的な知識を持った者を雇用し、保険者からの照会対応、助言を行う。						
国民健康保険審査会費	261	国民健康保険法第91条の規定による保険給付、保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対しての不服申立を審査するため国民健康保険審査会を開催する。						
国民健康保険特別対策事業費	1,614	国民健康保険事業をはじめ、各種医療制度を正しく理解し、適正に制度を運営できるよう医療制度の仕組みの周知・広報を行う。 医療制度改革に伴い制度もめまぐるしく改正されており、制度改正の内容を県民に周知し円滑な国民健康保険事業が実施できるようにする。						
合 計	7,672							
保険医療機関等指導経費	3,949	3,943	6			(雑入) 12	3,937	
トータルコスト	11,190千円（前年度 11,132千円） [正職員：0.9人、非常勤職員：0.6人]							
主な業務内容	保険医療機関等の指導							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
適正な保険医療の推進のため、保険医療機関及び保険薬局等に対して、中国四国厚生局とともに個別又は集団的に指導を実施することに要する経費である。								

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

3 目 環境衛生連絡調整費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
家庭用品安全対策事業	904	971	△67				904	
トータルコスト	904千円（前年度 971千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	流通品の監視（買上検査）、製造、販売業者の監視指導、消費者への啓発							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第6条及び第7条に基づき、家庭用品について、保健衛生上の安全性検査及び業者への指導等を行う経費である。 (例：乳幼児用繊維製品中の皮膚障害を起こすおそれのあるホルムアルデヒドの含有チェック)								
2 主な事業内容								
(1) 規制の基準の定められた家庭用品を買い上げ（試買）、規制有害物質の含有量等について検査をする。								
(2) 家庭用品による被害情報の収集・報告、製造業者及び販売業者の監視指導を行う。								

4項 医薬費

医療指導課（内線：7189）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起 債	その他	一 般 財 源	
鳥取県感染制御地域支援ネットワーク運営事業	3,335	1,200	2,135			(雑入) 250	3,085	
トータルコスト	8,967千円（前年度 1,200千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	医療機関の支援、講習会の開催、医療機関における抗菌薬の使用状況調査・解析							
工程表の政策目標（指標）	良質な医療を提供する体制の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>平成23年2月の院内感染対策中央会議の提言に基づき、院内感染対策のための医療機関及び行政機関のネットワークを整備し、医療機関が行う日常の院内感染対策の改善支援、院内での集団感染（アウトブレイク）発生時などに的確な支援を行う体制を整備する。</p> <p>※ アウトブレイクを疑う場合 一例目の発見から4週間以内に同一病棟で同一菌種の新規発症が3例以上（特定の薬剤耐性菌は保菌者含む）</p> <p>※ 保健所への報告基準は、アウトブレイク後対策を講じても発症例が10名以上となった場合等だが、それ以前にネットワークによる支援を受けて早期に解決を図る体制づくりが目標</p>								
2 主な事業内容								
(1) 地域支援ネットワーク運営事業（新規）								
<p>① 各医療圏毎に保健所、病院、地区医師会などが参加するネットワークを整備し、日常的な情報交換・研修会などを行う体制を整備する。</p> <p>② 院内感染対策に対する相談対応、改善支援を行うため県内の感染管理専門職による専門家チームを組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所を窓口とし感染制御に関する相談を受け付ける。 ：電子メール・電話等による相談受付や現地指導を実施 ・ 院内で集団感染が発生した際などの緊急時において、保健所の要請を受け相談対応、実地指導を行う。 								
(2) 院内感染対策講習会事業								
○ 医師・看護師等を対象に、院内感染対策に必要な専門知識を習得するための講習会を開催する。								
(3) 抗菌薬耐性サーベイランス事業								
○ 参加病院における耐性菌検出状況および抗菌薬使用状況の調査及び解析を行い、その情報を参加医療機関にフィードバックすることにより、質の高い感染対策並びに適切な抗菌薬の使用を推進する。								
3 これまでの取組状況、改善点								
○ 平成19年度から院内感染対策講習会を実施し平成23年度までに延べ317人が受講								
○ 平成21年度から鳥取県抗菌薬耐性サーベイランスを実施（現在16病院が参加）								

医療指導課（内線：7189）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療機関等指導経費	1,005	1,005	0				1,005	
トータルコスト	32,384千円（前年度 32,158千円） [正職員：3.9人]							
主な業務内容	医療機関の検査、検査結果とりまとめ、指導通知等							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
医療機関の立入検査等に要する経費である。								
医療安全推進事業	1,006	1,010	△4				1,006	
トータルコスト	6,638千円（前年度 12,193千円） [正職員：0.7人、非常勤職員：0.2人]							
主な業務内容	医療相談への対応、医療相談に係る研修の開催、医療安全推進協議会の開催							
工程表の政策目標（指標）	良質な医療を提供する体制の確立							
事業内容の説明								
(1) 医療安全支援センター運営事業 ・医療相談窓口の設置及び医療安全推進協議会の開催に要する経費である。 (2) 医療安全等に関する研修事業 ・医療機関の相談窓口担当者等を対象とし、医療相談等への対応に必要な知識等を習得するための研修会の開催に要する経費である。								

医療指導課（内線：7203）

（単位：千円）

4目 薬務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医薬品等対策事業	3,071	3,072	△1	347		(手数料) 339	2,385	
トータルコスト	25,600千円（前年度 25,438千円） [正職員：2.8人]							
主な業務内容	販売業者、製造業者の承認、許可、監視指導、無承認無許可医薬品等の監視指導関係機関への情報提供、住民への啓発、補助金の支払い、緊急用備蓄抗毒素配備							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性確保のため必要な規制を行い、保健衛生の向上を図る。 (2) 医薬品等の安全情報の収集及び的確な提供により、医薬品等による健康被害の未然防止及び拡大を防止する。 (3) 疾病の治療及び予防に必要なワクチン等生物学的製剤の供給体制を確保する。								
2 主な事業内容								
(1) 販売業者、製造業者の許可事務及び監視指導 (2) 医薬品等について、品質不良、不正表示及び虚偽誇大広告などの取締及び指導 (3) 薬事情報センターが行う医薬品等の情報収集・提供する事業への補助（1,200千円） 【実施主体】(社)鳥取県薬剤師会 【補助率】定額 (4) 緊急用備蓄抗毒素の配備及び供給 ・緊急治療用として備蓄（ガス壊疽抗毒素等） ・国有ワクチン・抗毒素を医療機関にあっせんする。（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン等） (5) インフルエンザワクチンの流通調整 インフルエンザワクチンの安定供給を図るため対策委員会を開催 (6) 登録販売者試験の実施 薬事法第36条の4第1項に基づき、県知事が試験を実施								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起 債	その他	一 般 財 源	
(新) 薬事関係台帳管理 システム構築事業	5,510	0	5,510				5,510	
トータルコスト	10,338千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	記録管理システムの構築							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現在運用している保健所ネットワークシステムのサーバが老朽化しているため、ノーツを活用し、システム全体を再構築する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 記録管理システムの構築</p> <p>(2) 台帳管理システムに係る本庁・福祉保健局との連携アプリケーションの開発</p> <p>(3) 稼働準備及び運用支援</p> <p>既存システムデータ移行作業、運用稼働テスト、サーバ環境整備作業等</p>								
薬事経済調査事業	359	911	△552	359				
トータルコスト	1,164千円（前年度 1,710千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	関係機関との調整、調査票の審査、実地調査							
工程表の政策目標（指標）	良質な医療を提供する体制の確立							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>厚生労働省からの薬事関係調査の受託に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 薬事工業生産動態統計調査（毎月）</p> <p>医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産状況を明らかにする。</p> <p>(2) 医薬品等価格調査（本調査：隔年、他計調査：毎年）</p> <p>医薬品及び特定保険医療材料の市場（実勢）価格を調査し、薬価基準及び材料価格基準設定の基礎資料とする。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
医薬品等備蓄事業	705	775	△70				705	
トータルコスト	2,314千円(前年度 2,373千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	関係機関との調整、備蓄医薬品等の管理							
工程表の政策目標(指標)	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>災害発生時に被災地等へ速やかに医薬品等を供給するため、県が備蓄をする医薬品等の管理に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 災害時における災害用医薬品等の供給</p> <p>(2) 備蓄数量</p> <p>○医薬品 (中央病院、厚生病院、済生会境港総合病院)</p> <p>薬品セット:51品目、アンプルセット:33品目</p> <p>○医療材料等(東・中・西部総合事務所)</p> <p>診療・創傷セット:65品目、蘇生・気管セット:43品目</p> <p>衛生材料セット:28品目、事務用品セット:32品目</p> <p>(3) 医薬品等の備蓄場所</p> <p>医薬品:県立中央病院、県立厚生病院、済生会境港総合病院</p> <p>医療材料等:東・中・西部総合事務所福祉保健局</p>								
献血推進事業	6,944	7,139	△195				6,944	
トータルコスト	16,599千円(前年度 16,725千円) [正職員:1.2人]							
主な業務内容	献血推進計画の策定、献血思想の普及啓発、献血者確保対策、献血推進員設置委託							
工程表の政策目標(指標)	安全かつ安定的な血液の供給							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>献血思想の普及啓発並びに献血者確保対策に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 献血のPR、献血推進功労団体等への感謝状贈呈</p> <p>(2) 各福祉保健局での献血推進協議会の開催</p> <p>(3) 献血推進員の設置委託</p> <p>(4) 街頭献血キャンペーンの実施</p>								
血液製剤使用適正化普及事業	314	314	0				314	
トータルコスト	1,119千円(前年度 1,113千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	血液製剤適正使用に係る指導及び普及啓発、懇談会の開催							
工程表の政策目標(指標)	安全かつ安定的な血液の供給							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>血液製剤の使用適正化を推進するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>二次医療圏の中核病院の血液製剤管理部門による合同輸血療法委員会を開催。</p> <p>(協議事項) 医療機関における適正使用について</p> <p>血液製剤の使用状況に関する問題点の整理、検討</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
麻薬・覚せい剤等対策費	1,064	1,065	△1	195		(手数料) 287 (負担金) 1	581	
トータルコスト	15,547千円（前年度 15,443千円） [正職員：1.8人]							
主な業務内容	許認可事務、統計業務、相談・指導業務、立入監視							
工程表の政策目標（指標）	若者による違法ドラッグ等の薬物乱用の防止							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 麻薬業務所における麻薬の適正使用の徹底を図る。								
(2) 薬物相談業務を実施することにより、乱用者に薬物を断ち切る機会を提供する。								
(3) 毒物劇物営業者に対し、毒物劇物の適正な保管管理・廃棄等を指導することにより、毒物劇による危害防止を未然に防止する。								
2 主な事業内容								
(1) 麻薬・覚せい剤指導取締事業								
・麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導の実施								
・麻薬及び向精神薬取締法及び覚せい剤取締法違反の捜査の実施								
・不正大麻・けし撲滅運動								
(2) 麻薬中毒者措置事業								
・麻薬中毒者の観察指導、治療のための措置入院								
・麻薬中毒審査会の開催（委員：判事、検事、弁護士、精神医）								
(3) 覚せい剤等相談事業								
保健所、精神保健福祉センターにおける薬物相談の実施								
(4) 毒物劇物対策事業								
・毒物劇物営業者等の登録事務、監視指導等の実施								
・有機溶剤等販売者に対する販売管理の指導								
・毒物劇物の事故調査								
薬物乱用撲滅事業	2,651	2,149	502	392			2,259	
トータルコスト	13,915千円（前年度 8,539千円） [正職員：1.4人]							
主な業務内容	関係機関との調整、啓発活動							
工程表の政策目標（指標）	若者による違法ドラッグ等の薬物乱用の防止							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
大麻、覚せい剤、MDMA（メチレンジオキシメタンフェタミン。合成麻薬の一種。）等の薬物乱用を撲滅するための普及啓発に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 薬物乱用対策推進本部会議の開催								
薬物乱用対策の年間計画の策定								
(2) 薬物乱用防止指導員協議会の開催								
協議会の年間事業計画の策定								
(3) 啓発活動								
・薬物乱用防止指導員による学校、公民館活動を活用したミニ講習会								
・街頭キャンペーンによる啓発								
・啓発資材の作成、配布								
・インターネット等の広報媒体を利用した啓発								
・薬物乱用防止指導員による啓発活動の推進								
指導員用手引きの作成、教育現場等への指導員の活動や県の取組みの紹介								
(4) 薬物乱用防止推進功労者知事表彰								
・長年、薬物乱用防止のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰								
(5) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動鳥取大会の開催								
中国四国地区各県で毎年持ち回り、厚生労働省と共催で薬物乱用防止啓発の大会を行う。								

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	2款 総務費						
			うち福祉保健部			2項 企画費		
			1項 総務管理費	8目 私立学校振 興費	12目 諸費		1目 企画総務費	
1	報 酬	497,760	345				345	345
2	給 料	2,953,450						
3	職 員 手 当 等	4,857,694						
4	共 済 費	1,188,476						
5	災 害 補 償 費	500						
6	恩給及び退職年金	33,575						
7	賃 金	32,007						
8	報 償 費	193,113	332				332	332
9	旅 費	232,099	582				582	582
	費用弁償	18,572	86				86	86
	普通旅費	161,565	306				306	306
	特別旅費	51,962	190				190	190
10	交 際 費	4,650						
11	需 用 費	482,776	414				414	414
12	役 務 費	519,969	60				60	60
13	委 託 料	3,329,499						
14	使用料及び賃借料	581,447	100				100	100
15	工 事 請 負 費	969,614						
16	原 材 料 費							
17	公有財産購入費							
18	備 品 購 入 費	57,645						
19	負担金、補助及び交付金	7,178,241	971,453	960,020	960,020		11,433	11,433
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金	2,000						
23	償還金、利子及び割引料	193,000	148,000	148,000		148,000		
24	投資及び出資金							
25	積 立 金	1,511,972						
26	寄 附 金							
27	公 課 費	317						
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	24,819,804	1,121,286	1,108,020	960,020	148,000	13,266	13,266
財 源 内 訳	国庫支出金	1,319,622	162,275	162,275	162,275			
	地方債	433,000						
	その他	2,574,597	200	200	200			
	一般財源	20,492,585	958,811	945,545	797,545	148,000	13,266	13,266

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	3款 民生費							
		うち福祉保健部							
		1項 社会福祉費							
		1目 社会福祉総 務費	2目 身体障がい 者福祉費	3目 知的障がい 者福祉費	4目 老人福祉費	5目 婦人福祉費			
1	報 酬	357,863	346,499	152,226	106,757	1,181	408	8,366	9,607
2	給 料	1,578,128	1,514,854	364,756	364,756				
3	職 員 手 当 等	890,843	859,002	183,946	183,946				
4	共 済 費	630,261	604,561	147,016	140,822	6	3	1,146	1,442
5	災 害 補 償 費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃 金	484	484						
8	報 償 費	78,634	69,009	20,507	1,944	837	163	5,284	4,425
9	旅 費	66,395	59,784	30,873	4,430	1,009	633	7,690	3,621
	費用弁償	8,639	7,925	2,980	673	79		358	1,004
	普通旅費	35,934	32,560	13,622	2,635	879	627	2,158	1,549
	特別旅費	21,822	19,299	14,271	1,122	51	6	5,174	1,068
10	交 際 費								
11	需 用 費	194,582	186,235	47,820	17,782	508	215	6,267	2,334
12	役 務 費	94,103	85,034	25,494	5,617	800	604	6,313	2,784
13	委 託 料	2,480,412	2,408,971	491,452	125,384	542		108,236	31,321
14	使用料及び賃借料	71,408	67,124	25,842	6,416	177		2,177	1,217
15	工 事 請 負 費	41,961	41,961	32,800	32,800				
16	原 材 料 費								
17	公 有 財 産 購 入 費								
18	備 品 購 入 費	31,728	31,708	5,288				50	
19	負担金、補助及び交付金	32,492,080	32,126,968	27,562,244	611,232	27,663	514	16,528,356	15,314
20	扶 助 費	2,245,223	2,245,223	1,244,090				170,000	1,376
21	貸 付 金	50,347	50,147	50,147	50,147				
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料	457,000	457,000	457,000				457,000	
24	投資及び出資金								
25	積 立 金	313,460	313,220	309,622	3,768			282,292	
26	寄 附 金	1,250	1,250	50					
27	公 課 費	98	98						
28	繰 出 金	2,558	2,558						
	予 備 費								
	計	42,078,818	41,471,690	31,151,173	1,655,801	32,723	2,540	17,583,177	73,441
財 源 内 訳	国庫支出金	3,098,789	2,870,330	1,137,510	89,372	13,746		153,714	13,125
	地方債								
	その他	4,548,622	4,500,341	3,353,861	106,421			2,860,884	17,806
	一般財源	34,431,407	34,101,019	26,659,802	1,460,008	18,977	2,540	14,568,579	42,510

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

目 節	款 項	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費					2項 児童福祉費			
		6目 遺家族等援 護費	8目 特別医療費 助成事業費	9目 国民健康保 険連絡調整 費	10目 老人福祉施 設費	11目 知的障がい 者福祉施設 費	12目 障がい者自 立支援事業 費	1目 児童福祉総 務費		
1	報 酬	2,831		7,202			15,874	180,429	84,261	
2	給 料							1,083,102	1,083,102	
3	職 員 手 当 等							641,169	641,169	
4	共 済 費	327		952			2,318	430,498	419,691	
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金							484	54	
8	報 償 費	1,055			288		6,511	48,260	16,136	
9	旅 費	1,290	100	950	152		10,998	25,293	14,424	
	費用弁償	150		446			270	4,290	2,363	
	普通旅費	197	100	486			4,991	16,083	8,010	
	特別旅費	943		18	152		5,737	4,920	4,051	
10	交 際 費									
11	需 用 費	1,341	1,100	402			17,871	131,458	26,766	
12	役 務 費	1,328	300	1,484			6,264	56,409	14,480	
13	委 託 料	736		226			225,007	1,907,155	229,220	
14	使用料及び賃借料	2,698	450	534	60	2,185	9,928	40,108	11,893	
15	工 事 請 負 費							9,161		
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備 品 購 入 費				3,710		1,528	26,420	2,537	
19	負担金、補助及び交付金	1,708	1,535,405	5,210,805	6,719		3,624,528	4,328,153	1,633,058	
20	扶 助 費	143					1,072,571	559,573	1,213	
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割別料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金			20,524			3,038	2,883	2,883	
26	寄 附 金	50								
27	公 課 費							98		
28	繰 出 金							2,558		
	予 備 費									
	計	13,507	1,537,355	5,243,079	10,929	2,185	4,996,436	9,473,211	4,180,887	
財 源 内 訳	国庫支出金	8,851					858,702	1,398,043	418,574	
	地方債									
	その他	246		20,560			347,944	1,094,605	475,681	
	一般財源	4,410	1,537,355	5,222,519	10,929	2,185	3,789,790	6,980,563	3,286,632	

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	3款 民生費						
		うち福祉保健部						
		2項 児童福祉費				3項 生活保護費		
		2目 児童措置費	3目 母子福祉費	4目 心身障がい 者扶養共済 事業費	5目 児童福祉施 設費		1目 生活保護総 務費	2目 扶 助 費
1	報 酬	2,121	13,437	2,121	78,489	13,844	13,844	
2	給 料					66,996	66,996	
3	職 員 手 当 等					33,887	33,887	
4	共 済 費	327	1,318	327	8,835	27,047	27,047	
5	災 害 補 償 費							
6	恩給及び退職年金							
7	賃 金				430			
8	報 償 費		12,403		19,721	242	242	
9	旅 費		1,090	180	9,599	3,598	3,598	
	費用弁償		864	100	963	655	655	
	普通旅費		184	80	7,809	2,835	2,835	
	特別旅費		42		827	108	108	
10	交 際 費							
11	需 用 費		1,150	320	103,222	6,755	6,755	
12	役 務 費		571	26,962	14,396	3,043	3,043	
13	委 託 料	1,470,107	9,817	417	197,594	10,364	10,135	229
14	使用料及び賃借料		807	200	27,208	1,115	1,115	
15	工 事 請 負 費				9,161			
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費							
18	備 品 購 入 費				23,883			
19	負担金、補助及び交付金	2,459,934	59,684	173,080	2,397	236,571	40,566	196,005
20	扶 助 費	424,505	127,712		6,143	437,060	1,530	435,530
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積 立 金							
26	寄 附 金							
27	公 課 費				98			
28	繰 出 金		2,558					
	予 備 費							
	計	4,356,994	230,547	203,607	501,176	840,522	208,758	631,764
財 源 内 訳	国庫支出金	879,761	51,286	34,335	14,087	334,650	27,286	307,364
	地方債							
	その他	10,826	66,357	126,567	415,174	51,160	49,160	2,000
	一般財源	3,466,407	112,904	42,705	71,915	454,712	132,312	322,400

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	3款 民生費		4款 衛生費				
		うち福祉保健部		うち福祉保健部				
		4項 災害救助費				1項 公衆衛生費		
		1目 救 助 費	2目 備 蓄 費			1目 公衆衛生総 務費		
1	報 酬			141,154	75,342	51,012	9,391	
2	給 料			1,414,744	707,180	137,714	137,714	
3	職 員 手 当 等			779,753	413,572	79,569	79,569	
4	共 済 費			559,417	278,063	59,238	53,009	
5	災 害 補 償 費							
6	恩給及び退職年金							
7	賃 金			4,738	4,738	4,703		
8	報 償 費			62,232	53,378	31,583	600	
9	旅 費	20	20	74,502	49,887	24,450	865	
	費用弁償			3,541	2,437	1,347	87	
	普通旅費	20	20	44,266	25,611	9,680	710	
	特別旅費			26,695	21,839	13,423	68	
10	交 際 費							
11	需 用 費	202	202	220,484	107,245	44,943	2,262	
12	役 務 費	88	88	73,399	43,866	26,741	1,640	
13	委 託 料			839,524	380,883	214,409	4,611	
14	使用料及び賃借料	59	59	73,856	39,116	12,957	277	
15	工 事 請 負 費			30,131				
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費			210				
18	備 品 購 入 費			106,098	28,862	6,846		
19	負担金、補助及び交付金			6,772,820	6,287,283	900,342	1,960	
20	扶 助 費	4,500	4,500	1,329,143	1,329,143	1,328,953	179,248	
21	貸 付 金			972,997	704,886			
22	補償、補填及び賠償金			350				
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積 立 金	715	715	209,564	11,509	1,506		
26	寄 附 金	1,200	1,200	30,500	30,500			
27	公 課 費			30	30			
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	6,784	6,069	715	13,695,646	10,545,483	2,924,966	471,146
財 源 内 訳	国庫支出金	127	127		1,494,236	1,131,655	931,167	198,878
	地方債				12,000	12,000	12,000	
	その他	715		715	3,859,458	3,457,371	606,289	444
	一般財源	5,942	5,942		8,329,952	5,944,457	1,375,510	271,824

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	4款 衛生費						
		うち福祉保健部						
		1項 公衆衛生費						
		2目 結核対策費	3目 予 防 費	4目 精神衛生費	5目 母子衛生費	7目 特定疾患対 策費	8目 健康県づくり 推進費	9目 生活習慣病 予防対策費
1	報 酬	2,614	4,816	5,060		2,121	16,405	10,605
2	給 料							
3	職 員 手 当 等							
4	共 済 費	7	648	339		810	2,529	1,896
5	災 害 補 償 費							
6	恩給及び退職年金							
7	賃 金					3,135		1,568
8	報 償 費	750	6,264	3,809	405	1,823	8,771	9,161
9	旅 費	1,870	6,576	4,134	909	641	4,756	4,699
	費用弁償	125	126	748	45		216	
	普通旅費	980	2,961	2,097	656	519	905	852
	特別旅費	765	3,489	1,289	208	122	3,635	3,847
10	交 際 費							
11	需 用 費	1,717	17,449	3,636	660	690	9,651	8,878
12	役 務 費	1,181	7,426	2,568	1,311	770	9,410	2,435
13	委 託 料	7,433	4,213	56,819	25,879	30,315	30,313	54,826
14	使用料及び賃借料	316	2,118	1,399	239	2,829	3,158	2,621
15	工 事 請 負 費							
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費							
18	備 品 購 入 費		6,102					744
19	負担金、補助及び交付金	1,667	487,828	4,319	150,742	4,319	36,431	213,076
20	扶 助 費	19,747	900	22,143	236,309	687,251		183,355
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積 立 金		860		467		179	
26	寄 附 金							
27	公 課 費							
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	37,302	545,200	104,226	416,921	734,704	121,603	493,864
財 源 内 訳	国庫支出金	19,544	37,459	44,008	93,812	358,371	4,687	174,408
	地方債							12,000
	その他		355,241	13	156,575	30	68,321	25,665
	一般財源	17,758	152,500	60,205	166,534	376,303	48,595	281,791

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

目 節	4款 衛生費								
	うち福祉保健部								
	2項 環境衛生費		3項 保健所費		4項 医薬費				
	3目 環境衛生連 絡調整費		1目 保健所費		1目 医薬総務費	2目 医 務 費	3目 保健師等指 導管理費		
1	報 酬			4,385	4,385	19,945		2,402	6,083
2	給 料			327,536	327,536	241,930	241,930		
3	職 員 手 当 等			178,162	178,162	155,841	155,841		
4	共 済 費			125,097	125,097	93,728	91,975	173	894
5	災 害 補 償 費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃 金					35		35	
8	報 償 費			258	258	21,537		6,626	798
9	旅 費	5	5	3,072	3,072	22,360		10,025	4,194
	費用弁償			113	113	977		306	49
	普通旅費	5	5	2,929	2,929	12,997		4,398	3,213
	特別旅費			30	30	8,386		5,321	932
10	交 際 費								
11	需 用 費	122	122	12,342	12,342	49,838		31,943	1,444
12	役 務 費	83	83	6,228	6,228	10,814		5,516	509
13	委 託 料	679	679	17,844	17,844	147,951		100,873	33,574
14	使用料及び賃借料			13,327	13,327	12,832		7,368	305
15	工 事 請 負 費								
16	原 材 料 費								
17	公有財産購入費								
18	備 品 購 入 費	15	15	30	30	21,971		19,500	15
19	負担金、補助及び交付金			84	84	5,386,857		2,883,502	61,791
20	扶 助 費					190			
21	貸 付 金					704,886		203,700	501,186
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積 立 金					10,003		10,003	
26	寄 附 金					30,500		30,500	
27	公 課 費			30	30				
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	904	904	688,395	688,395	6,931,218	489,746	3,312,166	610,793
財 源 内 訳	国庫支出金			1,318	1,318	199,170		170,944	26,933
	地方債								
	その他			21	21	2,851,061	14,272	2,794,642	8,878
	一般財源	904	904	687,056	687,056	3,880,987	475,474	346,580	574,982

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

目 節	款 項	4款 衛生費				福祉保健部 合計
		うち福祉保健部				
		4項 医薬費				
		4目 薬務費	5目 病院費	6目 鳥取看護専 門学校費	7目 倉吉総合看護 専門学校費	
1	報酬	180		1,230	10,050	422,186
2	給料					2,222,034
3	職員手当等					1,272,574
4	共済費			3	683	882,624
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金					5,222
8	報償費	719		5,369	8,025	122,719
9	旅費	1,671		1,949	4,521	110,253
	費用弁償			124	498	10,448
	普通旅費	1,080		1,400	2,906	58,477
	特別旅費	591		425	1,117	41,328
10	交際費					
11	需用費	3,321		5,313	7,817	293,894
12	役務費	836		1,227	2,726	128,960
13	委託料	11,998		749	757	2,789,854
14	使用料及び賃借料	485		998	3,676	106,340
15	工事請負費					41,961
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	18		1,200	1,238	60,570
19	負担金、補助及び交付金	1,200	2,439,851	10	503	39,385,704
20	扶助費	190				3,574,366
21	貸付金					755,033
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					605,000
24	投資及び出資金					
25	積立金					324,729
26	寄附金					31,750
27	公課費					128
28	繰出金					2,558
	予備費					
	計	20,618	2,439,851	18,048	39,996	53,138,459
財 源 内 訳	国庫支出金	1,293				4,164,260
	地方債					12,000
	その他	627		15,497	17,145	7,957,912
	一般財源	18,698	2,439,851	2,551	22,851	41,004,287

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助及び交付金	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	11,103
	私立高等学校等改築事業補助金	37,073
	私立幼稚園運営費補助金(一般分)	677,212
	私立幼稚園運営費補助金(人権教育推進事業)	520
	私立幼稚園運営費補助金(チーム保育推進事業)	71,507
	私立幼稚園運営費補助金(私立幼稚園特別支援教育推進事業)	40,768
	私立幼稚園運営費補助金(預かり保育推進事業)	44,800
	私立幼稚園運営費補助金(長期休業日等預かり保育推進事業)	9,440
	私立幼稚園運営費補助金(子育て支援活動推進事業)	27,668
	私立幼稚園同時在園保育料軽減事業補助金	10,563
	私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業補助金	25,665
	私立学校振興資金利子補給補助金	3,501
	私立幼稚園東日本大震災被災園児保育料軽減事業補助金	200
12 目 諸費		
償還金、利子及び割引料	福祉保健部国庫返還金調整事業	148,000
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
報酬	青少年問題協議会委員	17人
負担金、補助及び交付金	青少年育成鳥取県民会議補助金	8,098
	少年補導センター補助金	1,500
	レクリエーション活動支援事業補助金	1,835
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報酬	社会福祉審議会委員	35人
	社会福祉統計調査員	7人
	非常勤職員	4人
	監査専門員	8人
	警備員	2人
	運転士	1人
	民生委員・児童委員	1,462人
給料	一般職員	98人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	生活福祉資金貸付事業推進費補助金	32,974
	生活福祉資金利子補給事業補助金	501
	鳥取県更生保護給産会補助金	80
	鳥取県更生保護観察協会補助金	120
	民間社会福祉施設運営費補助金	118,000
	福祉施設経営指導事業補助金	5,604
	福祉医療機構資金借入利子金補助金	38,809
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	180,240
	民間社会福祉施設整備等補助金	11,772
	福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	8,135
	福祉職員の専門性向上事業負担金	360
	社会福祉統計調査費交付金	160
	行旅死亡人取扱費市町村交付金	1,179
	障がい者等県立施設利用促進交付金	1,694
	鳥取県厚生事業団「皆生みどり苑」解体撤去費補助金	40,784
	外国人介護保険福祉士候補者就労支援事業補助金	1,410
	福祉を支える人づくり推進(支援)事業補助金	1,388
	鳥取県福祉研究学会支援事業補助金	300
	小地域福祉活性化事業補助金	24,750
	福祉教育推進事業補助金	7,777
	県民生児委員協議会補助金	4,107
	鳥取県民生委員大会補助金	300
	地区民生委員協議会活動推進費補助金	20,800
	民生委員推薦会負担金	190
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,200
	日常生活自立支援事業補助金	44,381
	社会福祉協議会補助金	14,178
	県社会福祉協議会補助金	48,129
	支え愛ボランティア養成組織化事業補助金	1,910
	貸付金	福祉のまちづくり推進資金貸付金
積立金	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	598
	鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金	3,170
2目 身体障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	6人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助及び交付金	全国身体障害者更生相談所長協議会負担金	21
	鳥取県身体障害者福祉大会開催事業補助金	150
	点字図書館運営費補助金	27,492
3目 知的障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	2人
負担金、補助及び交付金	全国知的障害者更生相談所長協議会負担金	24
	社団法人鳥取県手をつなぐ育成会補助金	490
4目 老人福祉費		
報酬	介護保険審査会委員	15人
	介護保険審査会専門調査員	6人
	非常勤職員	6人
	後期高齢者医療審査会委員	9人
負担金、補助及び交付金	介護支援専門員研修実施補助金	9,125
	介護保険利用者負担軽減事業補助金	13,500
	介護給付費負担金	7,397,705
	地域支援事業交付金	217,221
	財政安定化基金取崩市町村交付金	457,000
	認知症相談員等育成事業補助金	170
	明るい長寿社会づくり推進事業補助金	6,149
	単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会補助金	48,369
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	4,360
	敬老年金支給事業費補助金	2,280
	介護基盤緊急整備事業補助金	67,511
	老人保健施設整備費借入金利子補助金	47,100
	軽費老人ホーム運営費補助金	793,954
	とっとり地域「支え愛」体制づくり整備事業費補助金	101,000
	成年後見支援センター運営支援事業補助金	9,000
	初期認知症予防活動支援事業補助金	1,239
	居場所づくり事業補助金	3,000
	コミュニティホーム事業補助金	24,000
	老人医療給付事業費負担金	1,045
	後期高齢者医療給付費負担金	6,005,070
後期高齢者医療基盤安定負担金	1,024,016	
高額医療費に対する負担金	262,848	
長寿医療制度健康診査支援事業補助金	32,694	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
償還金、利子及び割引料	介護保険財政安定化基金取崩国返還金	457,000
積立金	介護保険財政安定化基金積立金	50,186
	介護職員処遇改善基金積立金	8,509
	介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金	7,606
	とっとり支え愛基金積立金	9,261
	後期高齢者医療財政安定化基金積立金	206,730
5目 婦人福祉費		
報 酬	心理療法担当職員	2人
	婦人相談員	1人
	嘱託医師	1人
	生活支援員	1人
負担金、補助及び交付金	一時保護体制整備事業補助金	1,582
	入所支援事業補助金	276
	自立支援事業補助金	3,701
	支援体制強化事業補助金	4,630
	DV法対象外被害者一時保護事業補助金	637
	休日夜間電話相談窓口設置事業補助金	3,794
	婦人保護施設広域入所措置負担金	672
	全国婦人相談員連絡協議会負担金	2
	全国婦人保護施設連絡協議会負担金	20
6目 遺家族等援護費		
報 酬	非常勤職員	2人
負担金、補助及び交付金	鳥取県遺族会補助金	1,578
	鳥取県傷痍軍人会補助金	130
寄 附 金	引揚者慰問金	50
8目 特別医療費助成事業費		
負担金、補助及び交付金	特別医療費市町村補助金	1,475,475
	特別医療費事務費補助金	56,980
	特別医療費助成事業協力費交付金	2,950
9目 国民健康保険連絡調整費		
報 酬	国民健康保険審査委員会	9人
	社会保険医療担当者指導員	36人
	国民健康保険医療給付専門指導員	1人
	非常勤職員	2人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助及び交付金	国民健康保険財政調整交付金	3,133,598
	国民健康保険基盤安定事業負担金	1,611,549
	高額医療費共同事業負担金	465,658
積立金	国民健康保険広域化等支援基金積立金	20,524
10目 老人福祉施設費		
負担金、補助及び交付金	皆生尚寿苑管理運営費補助金	6,719
12目 障がい者自立支援事業費		
報 酬	鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人
	非常勤職員 (自立支援給付費 (自立支援医療))	3人
	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人
	非常勤職員	1人
	支援補助員 (発達障がい者支援センター)	2人
	非常勤職員 (自立支援医療費 (育成医療))	1人
負担金、補助及び交付金	福祉フォーラム開催支援事業費補助金	1,000
	障害者自立支援給付費負担金	2,571,975
	自立支援医療費等給付費負担金	176,189
	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業補助金	1,600
	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	5,000
	障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金	3,000
	目標工賃達成助成事業補助金	2,000
	有償ボランティア雇用支援補助金	2,160
	障害者就労事業振興センター運営支援事業補助金	8,956
	福祉の店販売機能強化事業補助金	7,137
	強度行動障がい者新規支援補助事業補助金	14,095
	強度行動障がい者ケアホーム移行支援事業補助金	499
	強度行動障がい者入居ケアホーム施設整備事業補助金	2,025
	鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金	13,790
	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業補助金	255,379
	知的障がい者コミュニティフレンド事業補助金	450
	知的障がい者権利擁護事業補助金	200
	高次脳機能障害のある者の家族会事業費補助金	1,682
	市町村地域生活支援事業費補助金	156,677
	盲人ホーム運営費補助金	6,404
聴覚障がい者福祉研修会開催助成事業補助金	65	
知的障害者レクリエーション教室開催事業費補助金	1,400	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助及び交付金	知的障害者本人大会開催事業補助金	200
	手話サークル等助成事業補助金	300
	鳥取県身体障害者体育大会開催事業費補助金	941
	鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会開催費補助金	2,276
	手をつなぐスポーツ祭り開催費補助金	2,400
	全日本challengedアクアスロン皆生大会開催費補助金	500
	障がい者スポーツ協会運営事業費補助金	14,624
	障がい児・者地域生活体験事業補助金	779
	バリアフリーコンサート等助成事業補助金	90
	障害者手帳を有しない難病者支援実践事業所応援事業補助金	1,603
	第20回中国地区合同手話研修会開催助成補助金	100
	障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金	254,176
	市町村重度訪問介護等の利用促進支援事業補助金	96,593
	障がい者就労環境改善事業補助金	10,000
	障がい児・者在宅生活支援事業補助金	8,243
発達障害者支援センター連絡協議会負担金	20	
積立金	障害者自立支援臨時特例基金積立金	3,038
2項 児童福祉費		
1目 児童福祉総務費		
報 酬	保育専門員	2人
	非常勤講師	34人
	保育士養成施設嘱託医師	1人
	保育士養成施設舎監	1人
	学内非常勤講師	2人
	非常勤職員	1人
	判定保護指導員	3人
	児童相談員	3人
	児童相談所嘱託医師	3人
	夜間指導員	3人
	警備員	5人
	児童虐待対応協力員	6人
	非常勤職員	1人
	主任児童委員	214人
	県障害児通所給付費等不服審査会委員	5人
給 料	一般職員	291人

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
負担金、補助及び交付金	鳥取県肢体不自由児協会補助金	750
	保育所緊急整備事業補助金	95,000
	子育て支援のための拠点施設整備事業補助金	55,354
	保育の質の向上のための研修補助金	5,960
	保育所乳児途中受入円滑化事業費補助金	14,595
	鳥取県子ども家庭育み協会(研修補助)負担金	750
	鳥取県保育士会研究大会開催補助負担金	300
	子育て応援市町村交付金	26,000
	届出保育施設等運営助成事業費補助金	2,050
	多子世帯保育料軽減子育て支援事業費補助金	308,210
	認定こども園施設整備費補助金	10,000
	認定こども園運営費補助事業補助金	3,276
	認定こども園設置促進事業補助金	1,300
	認定こども園保育料軽減事業補助金	1,032
	認定こども園耐震化促進事業補助金	33,459
	特別支援保育体制強化事業費補助金	95,337
	放課後児童健全育成事業補助金	379,687
	職員衛生安全対策事業補助金	268
	放課後児童クラブ環境改善事業補助金	1,999
	保育対策等促進事業補助金	308,862
	鳥取県低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金	133,583
	子ども電話相談運営費助成事業費補助金	425
	産休等代替職員費補助金	26,000
	災害遺児手当助成事業費補助金	612
	病児・病後児保育普及促進事業補助金	4,782
	とっとりイクメンプロジェクト推進事業補助金	500
	婚活応援!推進事業セミナー開催補助金	500
	全国保育士養成協議会負担金	150
	中四国保育士養成協議会負担金	25
	中四国保育学生研究大会負担金	20
	児童養護施設等職員研修事業補助金	3,800
	市町村等研修補助金	266
	母子生活支援施設強化事業費補助金	3,733
カウンセリング事業セカンドステップのための負担金	23	
全国児童相談所長会負担金	42	
県里親会補助金	677	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助及び交付金	県児童館連絡協議会補助金	700
	民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金	7,590
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費補助金	9,951
	地域組織活動育成事業費補助金	4,221
	児童養護施設入所児童交流事業補助金	445
	児童家庭支援センター運営事業費補助金	25,920
	退所児童等アフターケア事業費補助金	7,402
	児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金	4,690
	児童福祉啓発事業費補助金	555
	児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金	24,480
	施設入所児童等保証人支援事業補助金	800
	次世代育成支援対策施設整備費補助金	23,021
	重症心身障がい児・者受入研修事業補助金	211
	市町村発達障がい支援体制整備事業補助金	2,520
	ペアレントメンター相談事業補助金	194
	障がい児通園施設利用者負担金軽減事業費補助金	971
	障害者相談支援事業全国連絡協議会負担金	60
積立金	鳥取県安心こども基金積立金	2,883
2目 児童措置費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金	保育所運営費県負担金	1,047,747
	子どものための手当等支給事業負担金	1,359,812
	入院支援費補助金	932
	児童措置費負担金	51,443
3目 母子福祉費		
報酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	3人
	非常勤職員	1人
	母子自立支援員	2人
	母子寡婦福祉資金償還協力員	5人
	非常勤職員	1人
負担金、補助金及び交付金	母子家庭等生活支援事業費補助金	3,003
	ひとり親家庭等情報提供事業補助金	739
	ひとり親家庭福祉推進員設置補助金	750
	高等技能訓練促進費補助金	55,192
繰出金	母子寡婦福祉資金事業特別会計繰出金	2,558

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
4目 心身障がい者扶養共済事業費		
報 酬	非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金	心身障害者年金給付金	102,960
	心身障害者弔慰金	900
	脱退一時金給付金	900
	特別調整費負担金	68,320
5目 児童福祉施設費		
報 酬	喜多原学園運転士	1人
	喜多原学園臨床心理士	1人
	喜多原学園嘱託医師	2人
	喜多原学園夜間指導員	2人
	喜多原学園教養指導講師	1人
	非常勤職員 (医師)	1人
	皆成学園嘱託医師	3人
	皆成学園警備員	2人
	皆成学園非常勤職員	1人
	皆成学園運転士	2人
	総合療育センター歯科衛生士	2人
	総合療育センター介助員	5人
	総合療育センター看護師	2人
	総合療育センター保育士	1人
	総合療育センター現業技術員	1人
	総合療育センター医療ソーシャルワーカー	1人
	総合療育センター研修医	1人
	鳥取療育園非常勤職員	1人
	鳥取療育園運転士	1人
	鳥取療育園医療事務職員	1人
鳥取療育園調理員	2人	
中部療育園非常勤職員 (医師)	1人	
中部療育園医療事務職員	1人	
負担金、補助及び交付金	全国児童自立支援施設協議会負担金	73
	中国地区児童自立支援施設協議会負担金	35
	鳥取県児童福祉入所施設協議会負担金	17
	全日本少年野球連盟負担金	5
	中国少年野球大会負担金	20
	中国女子児童バレーボール大会負担金	3

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	中国少年駅伝大会負担金	10
	県児童福祉入所施設協議会負担金	61
	安全運転運行管理者協議会負担金	28
	県知的障害者福祉協会団体負担金	52
	日本知的障害者福祉協会負担金	48
	中国地区知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会施設長会負担金	5
	中・四国地区知的障害関係施設職員研究協議会負担金	4
	中・四国地区知的障害関係施設長会議負担金	3
	厚生病院医師負担金	931
	全国肢体不自由児施設運営協議会負担金	160
	医師会負担金	250
	県病院協会負担金	18
	西日本肢体不自由児施設運営協議会負担金	50
	県ボイラー協会負担金	15
	米子自衛防火協会負担金	9
	米子市社会福祉協議会負担金	5
	鳥取大学関連病院長協議会負担金	20
	全国自治体病院協議会負担金	145
	全国児童発達支援協議会負担金	65
	日本重症児福祉協会負担金	180
	鳥取県西部歯科医師会負担金	144
	全国重症心身障害児（者）通園事業実施施設連絡協議会負担金	6
	中国四国地区重症心身障害児施設連絡協議会負担金	5
鳥取市社会福祉協議会負担金	10	
自治体病院協議会鳥取県支部負担金	10	
西日本重症心身障害児施設協議会負担金	10	
3項 生活保護費		
1目 生活保護総務費		
報酬	嘱託医師	8人
	非常勤職員	2人
	自立(就労)支援専門員	2人
給料	一般職員	18人
負担金、補助及び交付金	中国・四国地区救護施設研究協議大会開催補助金	300
	離職者等生活困窮者支援事業補助金	40,266

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2目	扶助費	
	負担金、補助及び交付金	住所不定者県負担金 196,005
4項	災害救助費	
1目	救助費	
	寄附金	小災害見舞金 1,200
2目	備蓄費	
	積立金	災害救助基金積立金 715
4款	衛生費	
1項	公衆衛生費	
1目	公衆衛生総務費	
	報酬	衛生統計調査員 110人
		非常勤職員 2人
	給料	一般職員 37人
	負担金、補助及び交付金	人口動態調査費市町村交付金 774
		鳥取県原爆被害者協議会補助金 500
		原爆死没者慰霊等事業補助金 560
		全国衛生部長会負担金 81
		日本公衆衛生学会分担金 45
2目	結核対策費	
	報酬	結核診査協議会委員 9人
	負担金、補助及び交付金	結核予防費補助金 1,667
3目	予防費	
	報酬	感染症診査協議会委員 15人
		非常勤職員 1人
		保健師 1人
	負担金、補助及び交付金	感染症予防事業費負担金 391
		感染症指定医療機関運営費補助金 24,000
		予防接種事故対策費補助金 10,665
		予防接種事業費対策補助金 97
		感染症病床整備事業補助金 28,305
		子宮頸がん等ワクチン接種費補助金 323,902
		ハンセン病学習会講師高速道路代負担金 28
		新型インフルエンザ入院病床確保費補助金 100,440
	積立金	鳥取県ワクチン接種緊急促進基金積立金 860

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
4目 精神衛生費	
報 酬	精神医療審査会委員 13人
	非常勤医師 (判定会) 3人
	非常勤職員 (レセプト点検員) 1人
	指定医師 (病状審査) 20人
	指定医師 (措置入院審査) 63人
負担金、補助及び交付金	薬物依存症リハビリ施設助成事業補助金 1,959
	鳥取県精神障害者家族会連合会補助金 1,600
	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金 700
	全国精神保健福祉センター所長会負担金 50
	県精神科病院協議会会費 10
5目 母子衛生費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県妊婦健康診査費助成事業補助金 150,742
積立金	鳥取県妊婦健康診査支援基金積立金 467
7目 特定疾患対策費	
報 酬	非常勤職員 1人
負担金、補助及び交付金	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金 338
	難病患者等居宅生活支援事業費補助金 3,981
8目 健康県づくり推進費	
報 酬	非常勤職員 8人
負担金、補助及び交付金	鳥取いのちの電話支援事業費補助金 3,700
	自死遺族グループ支援事業費補助金 938
	市町村自殺対策緊急強化交付金 25,000
	県食生活改善推進員連絡協議会補助金 2,253
	(社)鳥取県栄養士会補助金 2,790
	ウォーキング立県推進事業費補助金 1,750
積立金	鳥取県自殺対策緊急強化基金積立金 179
9目 生活習慣病予防対策費	
報 酬	非常勤職員 5人
負担金、補助及び交付金	がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 56,191
	休日がん検診実施支援事業補助金 6,134
	がん専門医療従事者育成支援事業費補助金 8,167
	8020運動推進事業費補助金 100
	特定健康診査・特定保健指導推進事業費負担金 70,038
	地域がん登録全国協議会負担金 40

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助及び交付金	鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金	3,616
	健康増進事業費補助金	32,935
	石綿健康被害救済基金負担金	12,480
	大腸がん検診特別推進事業費補助金	6,673
	がん専門医等資格取得支援事業費補助金	2,317
	院内がん登録拡大支援事業費補助金	12,885
	検診受診率向上戦略事業費補助金	1,500
3項 保健所費		
1目 保健所費		
報 酬	心と女性の相談員	1人
	嘱託医師	4人
	非常勤職員	1人
給 料	一般職員	88人
負担金、補助及び交付金	安全運転運行管理者協議会負担金	18
	危険物保安協会負担金	6
	全国保健所長会負担金	60
4項 医薬費		
1目 医薬総務費		
給 料	一般職員	53人
	定数外職員	12人
2目 医務費		
報 酬	医療審議会委員	19人
	精度管理専門委員	4人
	鳥取県地域医療支援センター運営委員	10人
	非常勤職員	3人
負担金、補助及び交付金	鳥取県医学生地域医療実習支援事業補助金	1,200
	鳥取県女性医師就業環境整備事業費補助金	4,000
	医師等環境改善事業補助金	94,500
	鳥取県研修医用機器整備支援事業費補助金	14,865
	看護教育教材整備事業補助金	12,000
	看護教員養成支援事業補助金	22,580
	実習指導者養成支援事業補助金	7,200
	認定看護師養成研修受講費補助金	6,000
	認定看護管理者養成研修受講費補助金	6,900
	新人看護職員研修事業費補助金	13,264
	新人看護職員研修参加促進事業費補助金	756

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	病院内保育所施設整備費補助金	20,886
	病院内保育所運営費補助金	32,009
	地域医療連携推進事業補助金	15,400
	地域医療向上研修会開催支援事業補助金	18,000
	県民への適正受診啓発推進事業補助金	5,000
	ITを活用した地域医療連携ネットワークシステム等整備事業費補助金	7,928
	3府県ドクターヘリコプター運航負担金	8,037
	救急医療設備整備事業補助金	42,563
	災害拠点病院設備整備事業補助金	21,221
	DMAT体制整備事業補助金	3,197
	DMAT養成研修に係る旅費補助事業補助金	1,200
	DMAT活動支援事業補助金	2,200
	腎センター整備事業補助金	20,000
	電子カルテ導入促進補助金	638,662
	医療連携体制充実施設・設備整備事業補助金	286,424
	後方病床等の支援体制の強化に係る設備整備事業補助金	15,965
	人工呼吸器の管理に必要な看護能力の向上に資する研修への参加費補助金	320
	在宅医療及びがん在宅療養に関する実態調査補助金	4,871
	訪問歯科診療体制の整備補助金	385
	へき地医療充実のための支援補助金	9,180
	東部救命救急センター強化事業補助金	238,140
	DMAT車両等整備事業補助金	25,552
	救急用医療機器整備補助金	90,577
	遠隔画像診断システム整備補助金	10,005
	精神科救急充実支援事業補助金	92,917
	周産期母子医療センターNICU増床等整備補助金	312,919
	災害時に強い医療機関整備補助金	92,522
	腎センター設置補助金	86,722
	臓器移植体制整備補助金	3,171
	がん検診充実補助金	199,464
	造血肝細胞移植のための無菌室設置補助金	65,799
	外来化学療法体制整備補助金	5,232
	在宅医療・在宅ホスピスモデル補助金	2,952
臨床検査精度管理推進事業補助金	580	
災害時の情報伝達手段充実事業補助金	5,600	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助及び交付金	初期被ばく医療機関整備補助金	20,240
	二次被ばく医療機関整備補助金	13,500
	被ばく医療体制講習会への参加補助金	600
	救急医療施設運営費補助金 (小児救急医療支援事業)	3,016
	県鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
	休日等歯科診療所運営事業補助金	1,275
	救急救命士病院実習受入促進事業補助金	3,995
	中部小児救急医療支援事業補助金	883
	周産期母子医療センター運営事業費補助金	1,819
	鳥取県救急医療施設運営費補助金 (救急患者退院コーディネーター事業)	3,241
	医療施設等設備整備費補助金	56,000
	(財) 鳥取県臓器バンク運営費補助金	11,173
	自治医科大学運営費負担金	130,400
	へき地保健指導所運営事業補助金	1,471
	鳥取県臨床研修指定病院協議会負担金	2,400
	高度救命処置開催研修事業費補助金	650
	病院勤務医等環境改善事業補助金	18,535
	医療施設耐震化整備事業補助金	44,119
	防災訓練等参加支援事業補助金	1,200
	貸付金	鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金
鳥取県医師海外留学資金貸付金		18,300
鳥取県緊急医師確保対策奨学金		36,000
鳥取県医師養成確保奨学金		66,000
積立金	鳥取県地域医療再生基金積立金	8,604
	鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金積立金	1,399
寄附金	鳥取大学医学部寄附講座寄附金	30,500
3目 保健師等指導管理費		
報 酬	准看護師試験委員	7人
	非常勤職員	3人
負担金、補助及び交付金	看護職員研修事業補助金	2,600
	看護師等養成所運営費補助金	29,081
	病院内保育所運営事業補助金	19,708
	病院内保育所運営事業費補助金	5,618
	医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金	972

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等	
	負担金、補助及び交付金	外国人看護師候補者就労支援対策事業費補助金	812
		認定看護師養成研修補助金	3,000
	貸付金	看護職員等修学資金貸付金	501,186
4目 薬務費			
	報 酬	麻薬中毒審査会委員	5人
		鑑定医師	1人
	負担金、補助及び交付金	県薬剤師会薬事情報センター補助金	1,200
5目 病院費			
	負担金、補助及び交付金	自治体病院補助金	142,026
		県営病院事業会計交付金	1,688,500
		県営病院事業会計負担金	609,325
6目 鳥取看護専門学校費			
	報 酬	非常勤職員	6人
	負担金、補助及び交付金	中国地区看護教育協議会負担金	10
7目 倉吉看護専門学校費			
	報 酬	非常勤職員	38人
	負担金、補助及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100
		中国地区看護教育協議会負担金	10
		日本看護学校協議会負担金	50
		専任教員研修会負担金	343

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成24年度 介護福祉士等修学資 金貸付金	36,000			平成25年度から 平成27年度まで	36,000	18,000			18,000
平成24年度 子育て王国ととり推 進事業費	4,018			平成25年度から 平成26年度まで	4,018				4,018
平成24年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	3,100			平成25年度から 平成54年度まで	3,100				3,100
平成24年度 里親支援機関業務委 託	15,694			平成25年度から 平成26年度まで	15,694	7,846			7,848
平成24年度 医師養成確保奨学金	151,200			平成25年度から 平成30年度まで	151,200			12,000	139,200
平成24年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000			平成25年度から 平成30年度まで	54,000				54,000
平成24年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	151,200			平成25年度から 平成30年度まで	151,200			25,000	126,200

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成24年度 医師海外留学資金貸 付金	24,600			平成25年度から 平成27年度まで	24,600			12,000	12,600
平成24年度 腎センター施設整備 事業補助	160,082			平成25年度	160,082			160,082	
平成24年度 無菌室設置事業補助	98,698			平成25年度	98,698			98,698	
平成24年度 医療連携体制充実施 設・設備整備事業補 助	60,000			平成25年度	60,000			60,000	
平成24年度 福祉相談センター電 話交換機等賃借料	290			平成25年度から 平成27年度まで	290				290
平成24年度 精神保健福祉セン ター電話交換機等賃 借料	153			平成25年度から 平成27年度まで	153				153

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	其 他		
							国庫支出金	地方債	その他
平成14年度 生活福祉資金利子補給	低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が低所得者等に貸し付ける生活福祉資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するため要する額 (実績額:3,362)	平成15年度から平成23年度まで	2,701	平成24年度から、借入日より償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成25年度まで)	661	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成16年度 生活福祉資金利子補給	低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が低所得者等に貸し付ける生活福祉資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するため要する額 (実績額:1,402)	平成17年度から平成23年度まで	1,012	平成24年度から、借入日より償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成25年度まで)	390	国庫支出金	地方債	その他	一般財源

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	千円	
平成17年度 生活福祉資金利子補給	低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が低所得者等に貸し付ける生活福祉資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するため要する額。 (実績額:606)	平成18年度から平成23年度まで	300	平成24年度から、借用書に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成26年度まで)	306					306
平成18年度 生活福祉資金利子補給	低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が低所得者等に貸し付ける生活福祉資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するため要する額。 (実績額:205)	平成19年度から平成23年度まで	113	平成24年度から、借用書に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成26年度まで)	92					92

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成19年度 生活福祉資金利子補給	千円 低所得世帯、障がい者 世帯及び高齢者世帯の 経済的自立及び生活意 欲の助長並びに在宅 福祉及び社会参加の 促進を図るため、社会福 祉法人鳥取県社会福祉 協議会が低所得者等に 貸し付ける生活福祉資 金の償還利子額を、年 率3パーセントに相当す る額から年率1パーセン トに相当する額に軽減 する(実績額:290)	平成20年度から 平成23年度まで	138	平成24年度から、借 用書に定めるところ により償還が完了す る日が属する年度の 翌年度まで(平成29 年度まで)	152					152
平成20年度 生活福祉資金利子補給	千円 低所得世帯、障がい者 世帯及び高齢者世帯の 経済的自立及び生活意 欲の助長並びに在宅 福祉及び社会参加の 促進を図るため、社会福 祉法人鳥取県社会福祉 協議会が低所得者等に 貸し付ける生活福祉資 金の償還利子額を、年 率3パーセントに相当す る額から年率1パーセン トに相当する額に軽減 する(実績額:50)	平成21年度から 平成23年度まで	13	平成24年度から、借 用書に定めるところ により償還が完了す る日が属する年度の 翌年度まで(平成27 年度まで)	37					37

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源	地方債	その他	一般財源	
平成21年度 生活福祉資金利子補給	千円	平成22年度から 平成23年度まで	36	平成24年度から、借用書に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成32年度まで)	288	千円	千円	千円	千円	288
平成15年度 離職者支援資金利子補給	千円	平成16年度から 平成23年度まで	2,418	平成24年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成25年度まで)	2,859					2,859

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成16年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額 (実績額:2,065)	平成17年度から 平成23年度まで	904	平成24年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成26年度まで)	1,161				1,161
平成17年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額 (実績額:1,140)	平成18年度から 平成23年度まで	168	平成24年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成27年度まで)	972				972
平成18年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額 (実績額:199)	平成19年度から 平成23年度まで	42	平成24年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成27年度まで)	157				157

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円				
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	
平成20年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額 (実績額:95)	平成21年度から 平成23年度まで	14	平成24年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成30年度まで)	81					81
平成21年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額 (実績額:692)	平成22年度から 平成23年度まで	57	平成24年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成31年度まで)	635					635

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成21年度 戦傷病者等保護シス テム機器賃借料	3,450 千円	平成22年度から 平成23年度まで	1,787 千円			国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚生 事業団経営安定 化支援事業施設解体 費補助				平成24年度から 平成40年度まで	1,638 千円	1,638 千円				

社会福祉法人鳥取県厚生事業団が県から移管を受けた後に行う、鳥取県立社会福祉施設(障害者福祉センター厚和寮、障害者福祉センター友愛寮、障害者福祉センターつばさ園、障害者福祉センターあさひ園、西部やまと園、羽合ひかり園、白兎はまなす園、三津白菊苑、厳城はごろも苑、皆生みどり苑、境港通勤寮)の解体費について、当該工事に要する経費から国庫負担金を除いた金額に、県立施設であった年数を施設の耐用年数(39年)で除した割合を乗じた額

限度額に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成16年度 独立行政法人福祉医 療機構資金借入金利 子補助金	578,669	平成17年度から 平成23年度まで	220,877	平成24年度から 平成34年度まで	357,792				357,792
平成17年度 独立行政法人福祉医 療機構資金借入金利 子補助	122,230	平成18年度から 平成23年度まで	57,247	平成24年度から 平成36年度まで	64,983				64,983
平成21年度 東部福祉保健局庁舎 機械警備委託	915	平成22年度から 平成23年度まで	149	平成24年度から 平成26年度まで	223				223
平成23年度 東部総合事務所福祉 保健局清掃業務委託	10,980			平成24年度から 平成26年度まで	10,980				10,980
平成21年度 西部福祉保健局庁舎 機械警備委託	1,575	平成22年度から 平成23年度まで	176	平成24年度から 平成26年度まで	265				265
平成23年度 西部総合事務所福祉 保健局清掃業務委託	15,795			平成24年度から 平成26年度まで	15,795				15,795

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成20年度 鳥取県立障害者体育 センター管理委託	31,430	平成21年度から 平成23年度まで	18,858	平成24年度から 平成25年度まで	12,572				12,572
平成20年度 鳥取県立福祉人材研 修センター管理委託	162,280	平成21年度から 平成23年度まで	97,356	平成24年度から 平成25年度まで	64,904				64,904
平成13年度 介護老人保健施設設 備費借入金利子補助	1,523,001	平成14年度から 平成23年度まで	1,013,375	平成24年度から 平成37年度まで	207,800				207,800
平成14年度 介護老人保健施設設 備費借入金利子補助	112,861	平成15年度から 平成23年度まで	46,699	平成24年度から 平成39年度まで	11,754				11,754
平成20年度 鳥取砂丘こどもの国 管理委託	387,440	平成21年度から 平成23年度まで	231,535	平成24年度から 平成25年度まで	154,976				154,976
平成23年度 鳥取県立鳥取砂丘こ どもの国管理委託	1,348			平成24年度から 平成25年度まで	1,348				1,348
平成22年度 私立学校振興資金利 子補助	10,018	平成23年度	2,977	平成24年度から 平成26年度まで	7,041				7,041

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成23年度 私立学校振興資金利 子補助	4,069				4,069				4,069
平成23年度 私立学校振興資金利 子補助	1,606				1,606				1,606
平成18年度 母子寡婦福祉資金利 子補助	268	平成19年度から 平成23年度まで	103	平成24年度から 平成26年度まで	2				2
平成19年度 母子寡婦福祉資金利 子補助	259	平成20年度から 平成23年度まで	50	平成24年度から 平成27年度まで	4				4
平成20年度 母子寡婦福祉資金利 子補助	363	平成21年度から 平成23年度まで	8	平成24年度から 平成28年度まで	1				1
平成21年度 母子寡婦福祉資金利 子補助	245	平成22年度から 平成23年度まで	4	平成24年度から 平成29年度まで	1				1
平成23年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	2,600			平成24年度から 平成53年度まで	2,600				2,600
平成23年度 福祉相談センター清 掃業務委託	10,146			平成24年度から 平成26年度まで	10,146				10,146

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
							国庫支出金	地方債	その他	
平成23年度 福祉相談センター(婦 人相談所)給食業務 委託	13,668			平成24年度から 平成26年度まで	13,668					13,668
平成23年度 福祉相談センター(中 央児童相談所)給食 業務委託	16,011			平成24年度から 平成26年度まで	16,011					16,011
平成23年度 喜多原学園給食業務 委託	41,877			平成24年度から 平成26年度まで	41,877					41,877
平成20年度 鳥取県立障害者体育 センター管理委託	31,430	平成21年度から 平成23年度まで	18,858	平成24年度から 平成25年度まで	12,572					12,572
平成21年度 総合療育センター庁 内LAN用機器賃借料	2,240	平成22年度から 平成23年度まで	478	平成24年度から 平成26年度まで	717				717	
平成22年度 総合療育センター医 療事務業務委託	38,520	平成23年度	12,348	平成24年度から 平成25年度まで	24,696				24,696	
平成23年 皆成学園等給食業務 委託	117,975			平成24年度から 平成26年度まで	117,975				117,975	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源				
							国庫支出金	地方債	その他		
平成23年 皆成学園施設管理業 務委託	17,136			平成24年度から 平成26年度まで	17,136				17,136		
平成23年 総合療育センター給 食業務委託	91,101			平成24年度から 平成26年度まで	91,101				91,101		
平成23年度 総合療育センター一警 備業務委託	19,950			平成24年度から 平成26年度まで	19,950				19,950		
平成23年度 総合療育センター一設 備保守業務委託	3,936			平成24年度から 平成26年度まで	3,936				3,936		
平成23年度 鳥取療育園清掃業務 委託	5,679			平成24年度から 平成26年度まで	5,679				5,679		
平成19年度 医師養成確保奨学金	205,200	平成20年度から 平成23年度まで	128,400	平成24年度から 平成25年度まで	28,800						28,800

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳 千円			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源 地方債	そ の 他	一般財源
平成20年度 医師養成確保奨学金	79,200	平成21年度から 平成23年度まで	35,400	平成24年度から 平成26年度まで	36,600				36,600
平成21年度 医師養成確保奨学金	211,200	平成22年度から 平成23年度まで	46,800	平成24年度から 平成27年度まで	46,800			14,400	32,400
平成22年度 医師養成確保奨学金	151,200	平成23年度	14,400	平成24年度から 平成28年度まで	67,200			7,200	60,000
平成23年度 医師養成確保奨学金	151,200			平成24年度から 平成29年度まで	151,200			24,000	127,200
平成20年度 緊急医師確保対策 奨学金	54,000	平成21年度から 平成23年度まで	27,000	平成24年度から 平成26年度まで	27,000				27,000
平成21年度 緊急医師確保対策 奨学金	54,000	平成22年度から 平成23年度まで	18,000	平成24年度から 平成27年度まで	36,000				36,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成22年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成23年度	9,000	平成24年度から 平成28年度まで	45,000				45,000
平成23年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000			平成24年度から 平成29年度まで	54,000				54,000
平成21年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	129,600	平成22年度から 平成23年度まで	28,800	平成24年度から 平成27年度まで	57,600			28,800	28,800
平成22年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	129,600	平成23年度	19,800	平成24年度から 平成28年度まで	99,000			39,600	59,400
平成23年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	151,200			平成24年度から 平成29年度まで	151,200			50,400	100,800
平成22年度 医師海外留学資金貸 付金	24,600	平成23年度	10,724	平成24年度から 平成25年度まで	7,500			7,500	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成23年度 医師海外留学資金貸 付金	24,600			平成24年度から 平成26年度まで	24,600			21,900	2,700
平成22年度 鳥取大学医学部寄附 講座開設事業費	91,500	平成23年度	30,500	平成24年度から 平成25年度まで	61,000			61,000	
平成23年度 看護職員継続就労調 査研究委託	17,000			平成24年度から 平成25年度まで	17,000			17,000	
平成23年度 小児救急電話相談業 務委託	7,876			平成24年度から 平成25年度まで	7,876	3,938			3,938
平成23年度 看護職員養成奨学金	28,800			平成24年度から 平成27年度まで	28,800				28,800
平成23年度 看護学生等修学資金 貸付金	592,512			平成24年度から 平成28年度まで	592,512				592,512
平成23年度 臨時特例医師確保対 策奨学金(鳥取大学 臨時養成成枠)	151,200			平成24年度から 平成29年度まで	151,200			50,400	100,800

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円	左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額		国庫支出金	特 定 財 源 地方債	其 他	一般財源
平成23年度 救急医療情報システム 保守業務委託	1,472			1,472				1,472
平成23年度 鳥取県地域医療再生 基金事業補助(2次計 画分)	594,188			594,188				594,188
平成23年度 鳥取看護専門学校清 掃業務委託	1,434			1,434				1,434
平成21年度 看護学生等修学資金 貸付金	360,372	平成22年度から 平成23年度まで	227,421	132,951				132,951
平成22年度 看護学生等修学資金 貸付金	382,620	平成23年度	133,143	249,477				249,477
平成22年度 看護学生等修学資金 貸付金	588,624	平成23年度	152,452	436,172				436,172

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源		
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円
平成20年度 県立病院運営費交付 金及び施設整備費負 担金	5,941	平成21年度から 平成23年度まで	3,013	平成24年度から 平成25年度まで	2,928				2,928
平成21年度 県立病院運営費交付 金及び施設整備費負 担金	82,801	平成22年度から 平成23年度まで	10,351	平成24年度から 平成51年度まで	72,450				72,450
平成22年度 広域災害救急医療情 報システム等利用料	30,055	平成23年度	6,008	平成24年度から 平成27年度まで	24,047			12,600	11,447
平成23年度 精神保健福祉セン ター清掃業務委託	6,279			平成24年度から 平成26年度まで	6,279				6,279

議案第5号

平成24年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計)						(諸収入) 95,762		
青少年・家庭課	119,980	152,706	△ 32,726		2,558	(繰越金) 21,660		
特別会計 合計	119,980	152,706	△ 32,726		2,558	117,422		

平成24年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金			2,558	2,512	46			
	1 一般会計繰入金		2,558	2,512	46			
2 繰越金		1 一般会計から繰入	2,558	2,512	46	1 一般会計から繰入	2,558	
	1 繰越金		21,660	95,716	△ 74,056			
3 諸収入		1 繰越金	21,660	95,716	△ 74,056			
	1 県預金利子		95,762	54,478	41,284			
		1 県預金利子	493	551	△ 58			
		2 貸付金元利収入	94,962	53,575	41,387			
		1 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	94,962	53,575	41,387	1 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	94,962	
		3 雑入	307	352	△ 45			
		1 雑入	307	352	△ 45	雑入	307	
		歳入合計	119,980	152,706	△ 32,726			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費		119,980	152,706	△ 32,726		2,558	117,422				
	1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	119,980	152,706	△ 32,726	2,558		117,422		9	400	費用弁償 100 普通旅費 300
										11	410	需用費
										12	1,070	役務費
										13	1,120	委託料
										21	116,980	貸付金 母子寡婦福祉資金貸付金
		歳出合計	119,980	152,706	△ 32,726	2,558		117,422				

平成24年度母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

- 1 款 母子寡婦福祉資金貸付事業費
 1 項 母子寡婦福祉資金貸付事業費
 1 目 母子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年・家庭課（内線：7869）

（単位：千円）

(目 名) 事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(母子寡婦福祉資金貸付事業費) 母子寡婦福祉資金貸付事業	119,980	152,706	△32,726		2,558	(諸収入) 95,762 (繰越金) 21,660		
トータルコスト	167,451千円（前年度 199,835千円） [正職員：5.9人]							
主 な 業 務 内 容	資金の貸付、償還金の徴収業務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の経済的自立と生活支援の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付及び事務を行うために要する経費。

2 主な事業内容

区 分	予 算 額	主な内容
貸 付 金	116,980千円	修学資金 84,176千円 就学支度資金 18,550千円
事 務 費	3,000千円	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費

【債務負担行為】平成25年度～29年度：123,672千円

平成24年度 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款 項 目 節	1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費		
	1項 母子寡婦福祉資金貸付事業費		1目 母子寡婦福祉資金貸付事業費
1 報 酬			
2 給 料			
3 職 員 手 当 等			
4 共 済 費			
5 災 害 補 償 費			
6 恩 給 及 び 退 職 年 金			
7 賃 金			
8 報 償 費			
9 旅 費	400	400	400
費用弁償	100	100	100
普通旅費	300	300	300
特別旅費			
10 交 際 費			
11 需 用 費	410	410	410
12 役 務 費	1,070	1,070	1,070
13 委 託 料	1,120	1,120	1,120
14 使用料及び賃借料			
15 工 事 請 負 費			
16 原 材 料 費			
17 公 有 財 産 購 入 費			
18 備 品 購 入 費			
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金			
20 扶 助 費			
21 貸 付 金	116,980	116,980	116,980
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金			
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料			
24 投 資 及 び 出 資 金			
25 積 立 金			
26 寄 付 金			
27 公 課 費			
28 繰 出 金			
予 備 費			
計	119,980	119,980	119,980
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金		
	繰 入 金	2,558	2,558
	そ の 他	117,422	117,422
	事 業 収 入		

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款	母子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 項	母子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 目	母子寡婦福祉資金貸付事業費	
	貸付金 母子寡婦福祉資金貸付金	116,980

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成24年度 修学資金等貸付金	123,672 千円			平成25年度から 平成29年度まで	123,672 千円			123,672 千円		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成20年度 修学資金等貸付金	79,320	平成21年度から 平成23年度まで	42,864	平成24年度から 平成25年度まで	504			504		
平成21年度 修学資金等貸付金	75,660	平成22年度から 平成23年度まで	58,360	平成24年度から 平成26年度まで	10,940			10,940		
平成22年度 修学資金等貸付金	17,952	平成23年度	10,164	平成24年度から 平成26年度まで	7,716			7,716		
平成22年度 修学資金等貸付金	104,976	平成23年度	15,072	平成24年度から 平成27年度まで	29,508			29,508		
平成23年度 修学資金等貸付金	112,044			平成24年度から 平成28年度まで	112,044			112,044		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
母子寡婦福祉資金貸付金	561,208	561,208			561,208

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉法施行条例の設定について</p>						
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1. 提出理由 児童福祉法の一部が改正され、市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分に不服がある者は、知事に対して審査請求をすることができることとなったことに伴い、この審査請求を審理するため鳥取県障害児通所給付費等不服審査会を設置する等、法及び政令の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会の設置</p> <table border="1" data-bbox="391 712 1407 1055"> <tr> <td data-bbox="391 712 619 779">① 所掌事務</td> <td data-bbox="619 712 1407 779">市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分についての審査請求の審理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 779 619 952">② 不服審査会による審理を行わない場合</td> <td data-bbox="619 779 1407 952">ア 審査請求が不適法であり、却下するとき。 イ 審査請求の内容が利用者の負担する金額に対する不服であるとき。 ウ その他専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 952 619 1055">③ 組織等</td> <td data-bbox="619 952 1407 1055">委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱うほか、不服審査会に関し必要な事項は、不服審査会が定める。</td> </tr> </table> <p>(2) 関係人等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。</p> <p>(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p> <p>(4) 鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例を廃止し、所要の経過措置を定める。</p>	① 所掌事務	市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分についての審査請求の審理	② 不服審査会による審理を行わない場合	ア 審査請求が不適法であり、却下するとき。 イ 審査請求の内容が利用者の負担する金額に対する不服であるとき。 ウ その他専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合	③ 組織等	委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱うほか、不服審査会に関し必要な事項は、不服審査会が定める。
① 所掌事務	市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分についての審査請求の審理						
② 不服審査会による審理を行わない場合	ア 審査請求が不適法であり、却下するとき。 イ 審査請求の内容が利用者の負担する金額に対する不服であるとき。 ウ その他専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合						
③ 組織等	委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱うほか、不服審査会に関し必要な事項は、不服審査会が定める。						

鳥取県児童福祉法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不服審査会の設置)

第2条 法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に諮問するものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、当該審査請求を却下するとき。

(2) 審査請求の内容が障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受ける者の負担する金額に対する不服であるとき。

(3) その他不服審査会において専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合

(不服審査会の組織)

第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。

(関係人等に対する報酬)

第4条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第103条第1項の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例38号）第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。

(過料)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者

(2) 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及び政令の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例の廃止)

2 鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例（平成18年鳥取県条例第10号）は、廃止する。

(鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について																																																																																													
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町並びに日野郡日野町が福祉事務所を設置することに伴い、福祉事務所の廃止及び所管区域の変更を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 東部福祉事務所及び日野福祉事務所は、廃止する。</p> <p>(2) 中部福祉事務所の所管区域は、東伯郡三朝町（現行 東伯郡三朝町及び琴浦町）とする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p> <p><参考></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町村名</th> <th rowspan="2">管轄する 県福祉事務所</th> <th colspan="4">移管時期</th> </tr> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩美町</td> <td rowspan="4">東部福祉事務所</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>若桜町</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>智頭町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>八頭町</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三朝町</td> <td rowspan="4">中部福祉事務所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(未定)</td> </tr> <tr> <td>湯梨浜町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>琴浦町</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北栄町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日吉津村</td> <td rowspan="4">西部福祉事務所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大山町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伯耆町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日南町</td> <td rowspan="3">日野福祉事務所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江府町</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					町村名	管轄する 県福祉事務所	移管時期				H22	H23	H24	H25	岩美町	東部福祉事務所		○			若桜町			○		智頭町		○			八頭町			○		三朝町	中部福祉事務所	(未定)				湯梨浜町		○			琴浦町			○		北栄町		○			日吉津村	西部福祉事務所	○				大山町				○	南部町		○			伯耆町		○			日南町	日野福祉事務所	○				日野町			○		江府町	○			
町村名	管轄する 県福祉事務所	移管時期																																																																																												
		H22	H23	H24	H25																																																																																									
岩美町	東部福祉事務所		○																																																																																											
若桜町				○																																																																																										
智頭町			○																																																																																											
八頭町				○																																																																																										
三朝町	中部福祉事務所	(未定)																																																																																												
湯梨浜町			○																																																																																											
琴浦町				○																																																																																										
北栄町			○																																																																																											
日吉津村	西部福祉事務所	○																																																																																												
大山町					○																																																																																									
南部町			○																																																																																											
伯耆町			○																																																																																											
日南町	日野福祉事務所	○																																																																																												
日野町				○																																																																																										
江府町		○																																																																																												

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 略			(名称、位置及び所管区域) 第2条 略 <u>2. 前項の規定にかかわらず、児童福祉に関する事務</u> <u>に関しては、日野郡日野町は、鳥取県西部福祉事務</u> <u>所の所管区域とする。</u>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町	鳥取県東部 福祉事務所	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町
鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡大山町	鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町
			鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡大山町
			鳥取県日野 福祉事務所	日野郡日野 町	日野郡日野町

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>平成22年の税制改正で年少扶養控除、特定扶養控除の一部が廃止されたことにより所得税が課されるひとり親家庭に対し、従来どおり特別医療費の助成を行うよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) ひとり親家庭に係る特別医療費の受給者には、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用したならば、所得税が非課税となるものを含むこととする。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成24年7月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>ウ 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例について所要の改正を行う。</p> <p>3 その他</p> <p>特別医療費助成の受給要件の一つに所得制限が設けられている重度心身障がい者及び精神障がい者についても、ひとり親家庭と同様に、平成22年の税制改正による影響を遮断するため、鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正を行う予定である。</p>

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（補助金の交付）</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療（以下「<u>自立支援医療</u>」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「<u>自立支援医療未申請者</u>」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及び<u>全ての世帯員</u>が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。次号において「<u>市町村民税世帯非課税者</u>」という。）</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法による保護又は支援給付を必要とする状態にある者であって、社会保険各法、<u>介護保険法</u>その他の法令の規定による<u>被保険者等負担金、介護保険料等</u>の軽減措置を適用したならば<u>生活保護法</u>による保護又は支援給付を必要としない状態となるものうち、当該者に該当することを証する書類を福祉事務所長より交付されたものをいう。次号において同じ。）</p>	<p><u>（助成）</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「<u>自立支援医療未申請者</u>」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及び<u>すべての世帯員</u>が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「<u>市町村民税世帯非課税者</u>」という。）</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第6条第2項の規定による現に支援給付を受けているとしないにもかかわらず支援給付を必要とする状態にある者であって、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護又は支援給付を必要としない状態となる</p>

(2)及び(3) 略

ものうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書（支援給付の場合にあつては、これらに準ずる書類））を福祉事務所長より交付されたものをいう。）

(2)及び(3) 略

3. 前項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第1項第1号から第5号までに掲げる給付を受けた場合にあつては同条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）ごとに、同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付を受けた場合にあつては同項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき健康保険法第76条第2項及び第3項又は同法第88条第4項及び第5項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とし、当該額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上限額の欄に定める額を超える場合にあつては、当該月額負担上限額とする。この場合において、医療を受けた者が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当するときは、当該者の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものの一部負担金の額は、0円とする。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税が課されていない者	5,000円	1,000円
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

4. 第2項第3号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。） 保険医療機関ごとに1日につき530円

(2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関ごとに1日につき1,200円

5. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める給付に係る第2項第3号

の一部負担金の額は、0円とする。

(1) 同一の月に同一の保険医療機関において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき 5回目以降の同号に掲げる給付

(2) 所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者（第7項の規定の適用を受ける者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において前項第2号に掲げる給付を16日以上受けたとき 16日目以降の同号に掲げる給付

6. 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。

7. 別表第4号及び第5号に掲げる者のうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者に該当する場合には、第4項第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、保険医療機関ごとに1日につき500円とする。

8. 第4項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が保険医療機関から受けた給付にあつては、健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額とする。）を上限とする。

9. 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第3項（健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの給付に係る部分に限る。）、第4項第1号、第5項第1号及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごと

に、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

(一部負担金)

第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者自立支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。

2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。

医療を受ける者の区分	一部負担金上限額	
	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合
ア 当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、	5,000円	1,000円

前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。)		
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項第1号ハ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、外来給付にあつては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。)を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあつては1月につき1万円(同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円)を上限とする。

5 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者で、当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところによ

り当該市町村民税を免除されたもの（当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有していない者を除く。）に対する第3項の規定の適用については、同項中「1,200円」とあるのは、「500円」とする。

6 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第1項から第4項までの規定（外来給付に係る部分に限る。）の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第3条関係）

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

略

(2)～(4) 略

(5) 配偶者のない女子（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。）で現に児童（18歳に達

別表（第3条関係）

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

略

(2)～(4) 略

(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39

<p>する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養しているものうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>	<p>年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているものうち前年の所得(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

(鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(平成22年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2及び3 略 4 <u>平成22年の所得の額(新条例別表第1号に規定する所得の額をいう。以下同じ。)</u>が同表第1号から第3号までに規定する基準額(以下「基準額」という。)を満たす者であつて、平成23年の所得の額が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2及び3 略 4 平成22年の所得が<u>新条例別表第1号から第3号までに規定する基準額(以下「基準額」という。)</u>を満たす者であつて、平成23年の所得が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規</p>

同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア及び第4条第2項の表中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成23年」と、同表第2号及び第3号中「前年」とあるのは「平成23年」とする。

定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成23年の所得」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成23年の所得」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について</p>					
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、条例で認定こども園の認定要件を定めることとされたことに伴い、当該認定要件について定めるものである。</p> <p>2 概要 認定こども園の認定要件は、認定こども園の施設の類型ごとに定める基準に適合するほか、次の基準に適合することとする。</p> <table border="1" data-bbox="319 761 1308 1814"> <tr> <td data-bbox="319 761 614 1254"> <p>幼稚園又は保育所等</p> </td> <td data-bbox="614 761 1308 1254"> <p>ア 幼稚園である場合は、幼稚園教育要領に従って教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している保育に欠ける幼児に対する保育を行うこと。 イ 保育所等である場合は、保育に欠ける幼児を保育するほか、それ以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うこと。 ウ 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1254 614 1814"> <p>幼保連携施設</p> </td> <td data-bbox="614 1254 1308 1814"> <p>ア 次のいずれかに該当する施設であること。 (ア) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 (イ) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 イ 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供する体制の下で行うこと。</p> </td> </tr> </table> <p>3 施行期日等 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>		<p>幼稚園又は保育所等</p>	<p>ア 幼稚園である場合は、幼稚園教育要領に従って教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している保育に欠ける幼児に対する保育を行うこと。 イ 保育所等である場合は、保育に欠ける幼児を保育するほか、それ以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うこと。 ウ 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p>	<p>幼保連携施設</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する施設であること。 (ア) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 (イ) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 イ 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供する体制の下で行うこと。</p>
<p>幼稚園又は保育所等</p>	<p>ア 幼稚園である場合は、幼稚園教育要領に従って教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している保育に欠ける幼児に対する保育を行うこと。 イ 保育所等である場合は、保育に欠ける幼児を保育するほか、それ以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うこと。 ウ 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p>					
<p>幼保連携施設</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する施設であること。 (ア) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 (イ) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 イ 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供する体制の下で行うこと。</p>					

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園の認定の要件を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、<u>次条第2項第1号に該当するものをいう。</u></p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア <u>次条第1項第1号に該当する幼稚園</u></p> <p>イ 幼稚園及び届出保育施設等（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次条</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</u></p> <p>イ <u>当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</u></p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア <u>幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園</u></p> <p>イ 幼稚園及び届出保育施設等（<u>児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であつ</u></p>

第2項第1号に該当するもの

(3) 保育所型認定こども園 次条第1項第2号に該当する保育所をいう。

(4) 届出保育施設等型認定こども園 次条第1項第2号に該当する届出保育施設等をいう。

(5) 大臣基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）をいう。

2 略

(認定要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に適合するとともに、別表に掲げる認定こども園の類型に応じ、それぞれ同表に定める基準に適合することとする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している子どものうち児童福

て、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する届出保育施設等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する届出保育施設等に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(4) 届出保育施設等型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う届出保育施設等をいう。

(5) 大臣基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）をいう。

2 略

(認定基準)

第3条 法第3条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する認定こども園の認定の基準は、別表に掲げる認定こども園の類型に応じて同表に定めるところによる。

社法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に適合するとともに、別表に掲げる認定こども園の類型に応じ、それぞれ同表に定める基準に適合することとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について															
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、障がい児に係る施設及び事業が見直されたことに伴い、障がい児に係る社会福祉施設の種別等を改める。</p> <p>2 概要 (1) 障がい児に係る社会福祉施設の種別を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立皆成学園</td> <td>障害児入所施設</td> <td>知的障害児施設</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立総合療育センター</td> <td>障害児入所施設 児童発達支援センター</td> <td>肢体不自由児施設 重症心身障害児施設</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取療育園</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>肢体不自由児施設</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立中部療育園</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>肢体不自由児施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいて提供するサービスについて、児童福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴う規定の整備を行う。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等 ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。 ウ 職員の定年等に関する条例について所要の改正を行う。</p>	名称	改正後	改正前	鳥取県立皆成学園	障害児入所施設	知的障害児施設	鳥取県立総合療育センター	障害児入所施設 児童発達支援センター	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設	鳥取県立鳥取療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設	鳥取県立中部療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設
名称	改正後	改正前														
鳥取県立皆成学園	障害児入所施設	知的障害児施設														
鳥取県立総合療育センター	障害児入所施設 児童発達支援センター	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設														
鳥取県立鳥取療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設														
鳥取県立中部療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設														

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																	
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児入所施設</td> <td>鳥取県立皆成学園</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>障害児入所施設及び児童発達支援センター</td> <td>鳥取県立総合療育センター</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td>鳥取県立鳥取療育園</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立中部療育園</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>鳥取県立喜多原学園</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p> <p>2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る皆成学園、総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p> <p>3 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る皆成学園及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p>	種別	名称	位置	障害児入所施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市	障害児入所施設及び児童発達支援センター	鳥取県立総合療育センター	米子市	児童発達支援センター	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市		鳥取県立中部療育園	倉吉市	児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市	<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児施設</td> <td>鳥取県立皆成学園</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設</td> <td>鳥取県立総合療育センター</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児施設</td> <td>鳥取県立鳥取療育園</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立中部療育園</td> <td>倉吉市</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する児童デイサービス（次条において「児童デイサービス」という。）及び同法第5条第9項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>2 児童福祉法第24条の2第1項に規定する入所等（次条において「入所等」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額</p>	種別	名称	位置	知的障害児施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市	肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設	鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由児施設	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市		鳥取県立中部療育園	倉吉市
種別	名称	位置																																
障害児入所施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市																																
障害児入所施設及び児童発達支援センター	鳥取県立総合療育センター	米子市																																
児童発達支援センター	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市																																
	鳥取県立中部療育園	倉吉市																																
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市																																
種別	名称	位置																																
知的障害児施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市																																
肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設	鳥取県立総合療育センター	米子市																																
肢体不自由児施設	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市																																
	鳥取県立中部療育園	倉吉市																																

の使用料を徴収する。

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園における食事の提供その他の施設の利用(規則で定めるものに限る。)については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

4 児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の措置による皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、前3項の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。

5 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養(以下この項において「療養等」という。)に係る総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(次項において「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(以下この項において「療養費算定額」という。)によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料(同表に定めるものを除く。)の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

6 総合療育センター及び鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付(以下この項において「療養の給付」という。)の対象とならない予防接種並びに総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

7 前各項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食

事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

8 総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収）

第8条 児童デイサービスに係る鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用並びに短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 入所等に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、児童福祉法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療

養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付（以下「療養の給付」という。）の対象とならない予防接種並びに鳥取県立総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

5 前各項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

6 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

(障害者支援施設における利用料金)

第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、障害者自立支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第9条 略

(使用料及び手数料の減免)

第10条 略

(障害者支援施設における利用料金)

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第10条 略

(使用料及び手数料の減免)

第11条 略

<p>(行為の制限等)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>別表第1 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>別表第2 (<u>第7条</u>関係) 略</p>	<p>(行為の制限等)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>別表第1 (<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>別表第2 (<u>第8条</u>関係) 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項に規定する児童デイサービス及び同条第2項に規定する入所等に係る鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用に対する使用料の徴収については、なお従前の例による。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

3 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>障害児入所施設</u></p> <p>(4) <u>児童発達支援センター</u></p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>肢体不自由児施設</u></p> <p>(4) <u>重症心身障害児施設</u></p> <p>(5)及び(6) 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

条 例 名 等	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県内における医師の確保を目的とする医師養成確保奨学金の借受者に対し、医師としての実務経験の期間を確保するため、当該奨学金の返還に係る債務の免除の条件を改めるとともに、県内における看護教員の確保を図るため、看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件及び看護職員奨学金の返還に係る債務の免除の範囲を拡大する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 医師養成確保奨学金の返還に係る債務が免除される要件(県内の病院等で奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間医師の業務に従事すること。)の達成期限を、臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間に3年を加えた期間に延長する。</p> <p>(2) 看護職員養成施設で看護教員の業務に引き続き5年間従事したときを、看護職員修学資金の返還に係る債務の全部を免除する要件に加える。</p> <p>(3) 看護職員養成施設で看護教員の業務に引き続き6年間従事したときの看護職員奨学金の返還に係る債務の免除の範囲を、債務の全部(現行 債務の2分の1)とする。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成24年4月1日とし、同日以後の免除について適用する。</p>

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
略				略			
看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しく	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において	略		看護職員（保健師助産師）	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事	略	

<p>は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p><u>看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</u> イ〜リ 略 又 <u>看護職員養成施設</u></p>	<p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)又は<u>看護教員の業務</u>に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜ハ 略 ト <u>看護職員養成施設</u></p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び第3</p>	<p>看護職員奨学金</p>	<p>県内における看護職員(法第3条又は法第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」とい</p>	<p>は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜ハ 略</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び第3</p>	<p>看護職員奨学金</p>	<p>県内における看護職員(法第3条又は法第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」とい</p>	<p>したとき。 イ〜リ 略</p>	<p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜ハ 略</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び第3</p>	<p>債務の全部(第1号ロ及びトの場合に</p>
--	---	---	--	----------------	--	--	--	---	--	----------------	--	-----------------------------	--	--	--------------------------

う。)において看護学を専攻する者(地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

号において同じ。)以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員(病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。)又は常勤の看護教員の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。

は、債務の2分の1)

イ～ト 略

う。)において看護学を専攻する者(地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

号において同じ。)以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員(病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。)又は常勤の看護教員(看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。

あつては、債務の2分の1)

イ～ト 略

略		略	
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学(学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内	1	大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得した

略		略	
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学(学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内	1	大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得した

の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間とする。）内に、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上

の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）

	<p>勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年)以上通算して従事したとき。</p> <p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>略</p>		<p>としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年)以上通算して従事したとき。</p> <p>2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>略</p>
略		略	
備考 略		備考 略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例本則の表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合の債務の免除について適用する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>								
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に要する経費が見直されたため、当該事務に係る手数料の額を引き下げる。 (2) 介護保険法の一部改正により、介護サービス情報の公表制度について調査義務が廃止され、報告内容の公表に改められたことに伴い、当該調査事務及び調査結果等の公表事務に係る手数料を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり手数料の額を引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="304 757 1382 927"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 次に掲げる事務に係る手数料を廃止する。 ア 介護サービス情報の調査 イ 介護サービス情報及びその調査結果の公表 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>	名称	単位	改正前	改正後	介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務	1件につき	1,000円	700円
名称	単位	改正前	改正後						
介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務	1件につき	1,000円	700円						

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(13の2) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>1,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(13の2) 略</p> <p>(13の3) <u>介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="826 1288 1355 2033"> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 1288 1145 1624">1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護</td> <td data-bbox="1145 1288 1355 1624">1件につき21,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1624 1145 1742">2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護</td> <td data-bbox="1145 1624 1355 1742">1件につき21,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1742 1145 2033">3 介護サービスのうち、訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び</td> <td data-bbox="1145 1742 1355 2033">1件につき21,600円</td> </tr> </tbody> </table>	1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき21,600円	2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき21,600円	3 介護サービスのうち、訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び	1件につき21,600円
1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき21,600円						
2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき21,600円						
3 介護サービスのうち、訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び	1件につき21,600円						

運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）	
4 介護サービスのうち、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき21,600円
5 介護サービスのうち、通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護	1件につき21,500円
6 介護サービスのうち、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき21,500円
7 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）	1件につき27,600円
8 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）又は	1件につき27,600円

介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）	
9 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）	1件につき27,600円
10 介護サービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1件につき19,500円
11 介護サービスのうち、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき22,200円
12 介護サービスのうち、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき22,200円
13 介護サービスのうち、居宅介護支援	1件につき18,200円
14 介護サービスのうち、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1件につき29,700円
15 介護サービスのうち、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）	1件につき29,700円
16 介護サービスのうち、	1件につき29,700円

短期入所療養介護（介護
老人保健施設に係るもの
を除く。）、介護療養施
設サービス又は介護予防
短期入所療養介護（介護
老人保健施設に係るもの
を除く。）

(13の4) 介護保険法第115条の35第3項の規定に
基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表
1件につき9,500円

(13の5) 略

(14)～(328) 略

(13の3) 略

(14)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に
定める者に納めなければならない。この場合におい
ては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(4) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に
定める者に納めなければならない。この場合におい
ては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(4) 略

(5) 介護保険法第115条の36第1項の規定により
知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実
施に関する事務を行わせる場合における前項第13
号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施
に関する事務を行う者

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部改正について (鳥取県介護保険財政安定化基金)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 介護保険法の一部が改正され、平成24年度に限り、財政安定化基金を取り崩すことができる特例が定められたことに伴い、鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例を定める。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県介護保険財政安定化基金については、平成24年度に限り、その一部を処分することができるものとする。 (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p> <p><参考> 改正法附則第十条 (財政安定化基金の特例) 第十条 都道府県は、平成二十四年度に限り、第四百四十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。 2 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率 (平成二十四年度から平成二十六年までの間のものに限る。) の増加の抑制を図るため、政令で定めるところにより、その取り崩した額の三分の一に相当する額を市町村に交付しなければならない。 3 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額の三分の一に相当する額を国に納付しなければならない。 4 国は、前項の規定による納付があった場合においては、その納付された額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。 5 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額から第二項及び第三項の規定による額の合計額を控除した額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （条例の廃止）</p> <p>2 略 （鳥取県税条例の一部改正）</p> <p>3 略 （鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例）</p> <p><u>4 鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に限り、介護保険法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分することができる。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （条例の廃止）</p> <p>2 略 （鳥取県税条例の一部改正）</p> <p>3 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について (鳥取県国民健康保険広域化等支援基金) (鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 (1) 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金について、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用に基金を充当することができるよう所要の改正を行う。 (2) 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金について、鳥取県後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に基金を充当することができるよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金の設置目的に国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に必要な費用に充てることを加える。 (2) 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の設置目的に後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てることを加える。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成24年4月1日とする。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 略 2及び3 略 4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第68条の3の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。 5 略 別表第3(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					(設置) 第2条 略 2及び3 略 4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。 5 略 別表第3(第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
3 鳥取	後期高齢	(1) 高齢	一般会	当該	3 鳥取	後期高齢	(1) 高齢	一般会	当該

<p>県後期高齢者医療財政安定化基金</p>	<p>者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。</p>	<p>者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。</p>	<p>計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>	<p>県後期高齢者医療財政安定化基金</p>	<p>者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。</p>	<p>者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。</p>	<p>計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>
------------------------	---	---	-----------------------------	---------------------------------------	------------------------	--------------------------------------	---	-----------------------------	---------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。